

滋賀県の廃棄物

平成 26 年度



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

平成 26 年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスター図案」最優秀賞・優秀賞者

○標語の部

最優秀賞 「マイバッグ あおいちきゅうを まもるため」

優秀賞	ポイ捨ては 地球と街を すてること レジ袋 NOと答える 私です 分けて出す その一手間が エコになる リサイクル 未来の地球へ おもてなし ごみ減らし みんなで美化の まちづくり	川野 偉心さん 大津市立瀬田小学校3年 田中 妃々夏さん 大津市立瀬田北小学校5年 池上 真由さん 大津市立瀬田北中学校3年 吉海 奈菜さん 湖南市立石部中学校3年 保田 勝さん 大津市在住 能勢 治さん 米原市在住
-----	--	---

○ポスターの部

最優秀賞 (表紙の絵) 山下 玲奈さん 彦根市立城南小学校6年

優秀賞



細川 瞳さん
東近江市立能登川東小学校6年



阪口 雄飛さん
滋賀大学教育学部附属中学校2年



吉村 亜希さん
県立河瀬中学校2年



田中 凜さん
県立河瀬中学校2年



伊藤 奈穂子さん
守山市立守山中学校3年

表紙の絵は、平成 26 年度の最優秀賞作品です。受賞者の所属学校等は平成 26 年度当時のものです。

はじめに

18世紀半ばより始まった産業革命以来、我々は優れた科学技術を背景として人類史上前代未聞ともいえる物質的豊かさを手にしました。しかしそれは資源の過剰な浪費に支えられていることは間違いなく、資源の枯渇や環境破壊といった諸問題が現実的になり始めるにつれ、多くの人々が現在の社会の在り方に疑問を抱き、将来に対して少なくとも何らかの不安という形で危機感を共有し始めています。

このような資源・環境への意識の高まりは、現代の我が国においても循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法等の環境関連法の整備といった形で実現し、一昨年には小型家電リサイクル法が施行され、都市鉱山ともよばれる従来は廃棄されてきた資源の利活用の促進が図られています。

また行政のみならず、企業や県民においても環境への意識向上により、かつての資源を大量かつ急速に浪費する社会から、3Rを推進する循環型社会への転換が進められています。

3Rとは、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」を総称した言葉です。

「リデュース（発生抑制）」とは、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。

「リユース（再使用）」とは、一度使用された製品をできる限り繰り返し使用すること。

「リサイクル（再生利用）」とは再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること。

そして、3Rを実践してもなお、どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこととなっています。

本県では循環型社会の実現を目指し、平成23年に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、3Rの取組や適正な廃棄物処理の推進、廃棄物における資源循環型システムの構築を目指した様々な取組を進めています。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状をとりまとめたもので、県民をはじめとした多くの方々にご覧いただくとともに、基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

平成27年3月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

目 次

I	廃棄物の分類	1
II	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	ごみ処理の状況	4
3	資源化の状況	7
III	一般廃棄物 生活排水処理の概要	15
1	し尿処理の状況	16
2	生活雑排水処理の状況	19
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	23
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況	23
2	事務組合の組織状況	25
3	一般廃棄物処理施設等の整備状況	26
(1)	焼却処理施設	26
(2)	再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	30
(3)	埋立処分地	32
(4)	し尿処理施設	34
(5)	浄化槽	36
V	産業廃棄物の概要	38
1	産業廃棄物の排出量	38
(1)	産業廃棄物の総排出量	38
(2)	産業廃棄物の種類別排出量	39
2	産業廃棄物の処理状況	40
3	産業廃棄物処理業者の状況	43
(1)	収集運搬業者の収集運搬量	43
(2)	中間処理施設での処理状況	43
(3)	最終処分場での処理状況	44

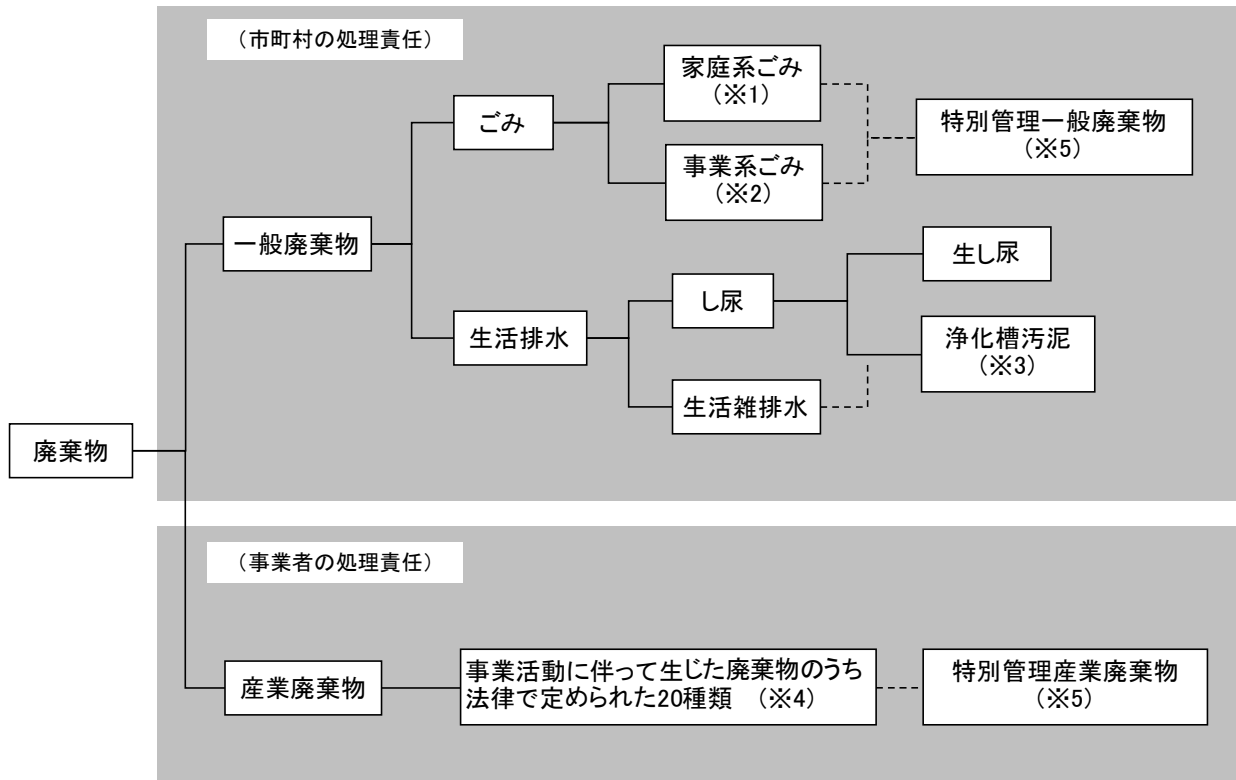
(4)	許可登録状況	45
4	産業廃棄物処理施設の状況	47
5	公共関与による産業廃棄物処理事業	49
6	PCB廃棄物保管状況等届出の状況	50
7	監視指導等の状況	51
8	不法投棄等の状況	52
9	不法投棄対策	53
(1)	地域ごみ対策会議の開催	53
(2)	不法投棄防止強調月間事業	53
(3)	地域協働原状回復事業	54
(4)	その他の事業	54

I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

図－1 廃棄物の分類



※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)

※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの

※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥

※4 燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず／鋇さい／がれき類／動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／
上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えばコンクリート固型化物）
（他に「輸入された廃棄物」があり、これを含めると21種類となる）

※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

II 一般廃棄物 ごみ処理の概要

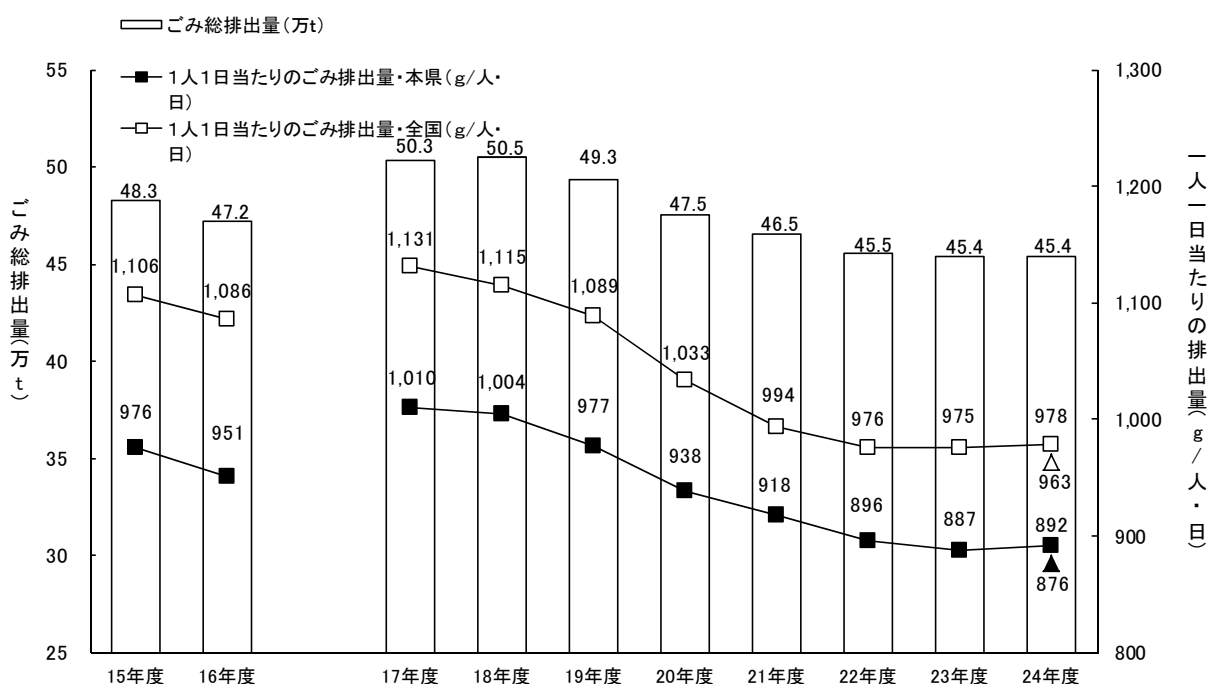
1 ごみの排出量

平成24年度における本県のごみの総排出量は454,032t、1人1日当たりのごみ排出量は876gです。

しかしながら、平成23年度以前と同様に総人口に外国人人口を含めず算出した場合、1人1日当たりのごみ排出量は892gとなり、前年度に比べて総排出量と1人1日当たりの排出量は増加したことになります。なお、全国平均における1人1日当たりのごみ排出量も前年度に比べて増加しています。

また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は72%、事業系の割合は28%となっています。

図-2 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移



(注1) △および▲は、外国人人口を含む場合の1人1日当たりのごみ排出量（平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となりました。このため、平成24年度から総人口（住民基本台帳人口）に外国人人口を含むことになりました。）

(注2) 平成17年度より新定義に変更

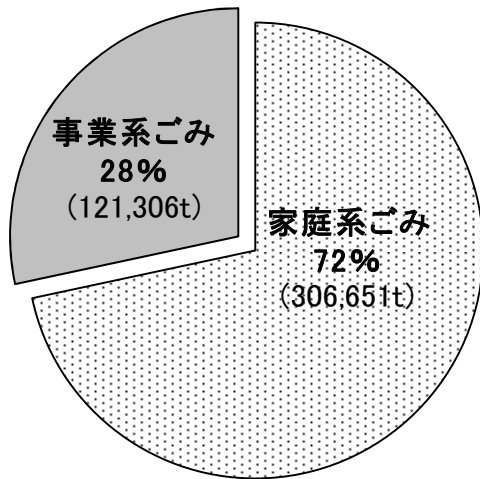
●ごみ総排出量の定義

国において公表しているごみ総排出量の定義は、平成17年度実績より「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」（旧定義）から、「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」（新定義）に変更となり、図-2においては平成16年度と平成17年度において差が生じています。

●1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量 = 総排出量 ÷ 総人口 ÷ 365 [閏年では366]

図-3 家庭系ごみ・事業系ごみの搬入量割合(平成24年度)



搬入量(t)	
家庭系ごみ	306,651
事業系ごみ	121,306
合計	427,957

表-1 市町別ごみ排出量(平成24年度)

市町名							収集ごみ量	直接搬入 ごみ	搬入量(≒ 処理量)	集団回収量	総排出量	自家処理量
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ							
大津市	92,596	1,835	5,148	67	2,792	102,438	1,451	103,889	11,974	115,863	0	
彦根市	31,121	1,089	3,238	63	60	35,571	5,724	41,295	2,871	44,166	0	
長浜市	25,030	1,752	5,904	85	523	33,294	4,536	37,830	0	37,830	0	
近江八幡市	19,590	731	1,796	0	86	22,203	3,180	25,383	1,668	27,051	0	
草津市	32,983	323	3,959	392	222	37,879	619	38,498	4,363	42,861	0	
守山市	13,230	3,234	6,212	0	223	22,899	1,301	24,200	0	24,200	0	
栗東市	13,182	0	4,218	0	710	18,110	972	19,082	0	19,082	0	
甲賀市	20,651	592	4,665	22	251	26,181	3,220	29,401	0	29,401	0	
野洲市	8,628	527	1,591	8	247	11,001	2,881	13,882	1,515	15,397	0	
湖南市	12,968	232	1,368	0	57	14,625	652	15,277	760	16,037	0	
高島市	13,521	405	1,349	32	7	15,314	2,039	17,353	247	17,600	0	
東近江市	25,606	1,150	2,025	2	335	29,118	2,090	31,208	1,518	32,726	0	
米原市	6,516	624	2,122	20	155	9,437	920	10,357	0	10,357	0	
日野町	4,688	143	598	0	0	5,429	638	6,067	632	6,699	0	
竜王町	3,205	99	361	0	29	3,694	107	3,801	0	3,801	0	
愛荘町	3,440	156	271	75	335	4,277	214	4,491	0	4,491	0	
豊郷町	995	150	229	0	338	1,712	250	1,962	0	1,962	0	
甲良町	1,173	169	152	0	680	2,174	70	2,244	160	2,404	0	
多賀町	1,287	135	159	0	91	1,672	65	1,737	367	2,104	0	
合計	330,410	13,346	45,365	766	7,141	397,028	30,929	427,957	26,075	454,032	0	

2 ごみ処理の状況

平成 24 年度におけるごみ搬入量は 427,957t、ごみ処理量は 428,012t となり、図-4 のとおり処理されました（前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません）。

このうち資源化されたのは 60,342t であり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は 86,417t となります。最終処分量は 50,155t で、昨年度よりもわずかに増加しています（前年度最終処分量は 50,114t）。

図-4 ごみ処理の状況(平成 24 年度)

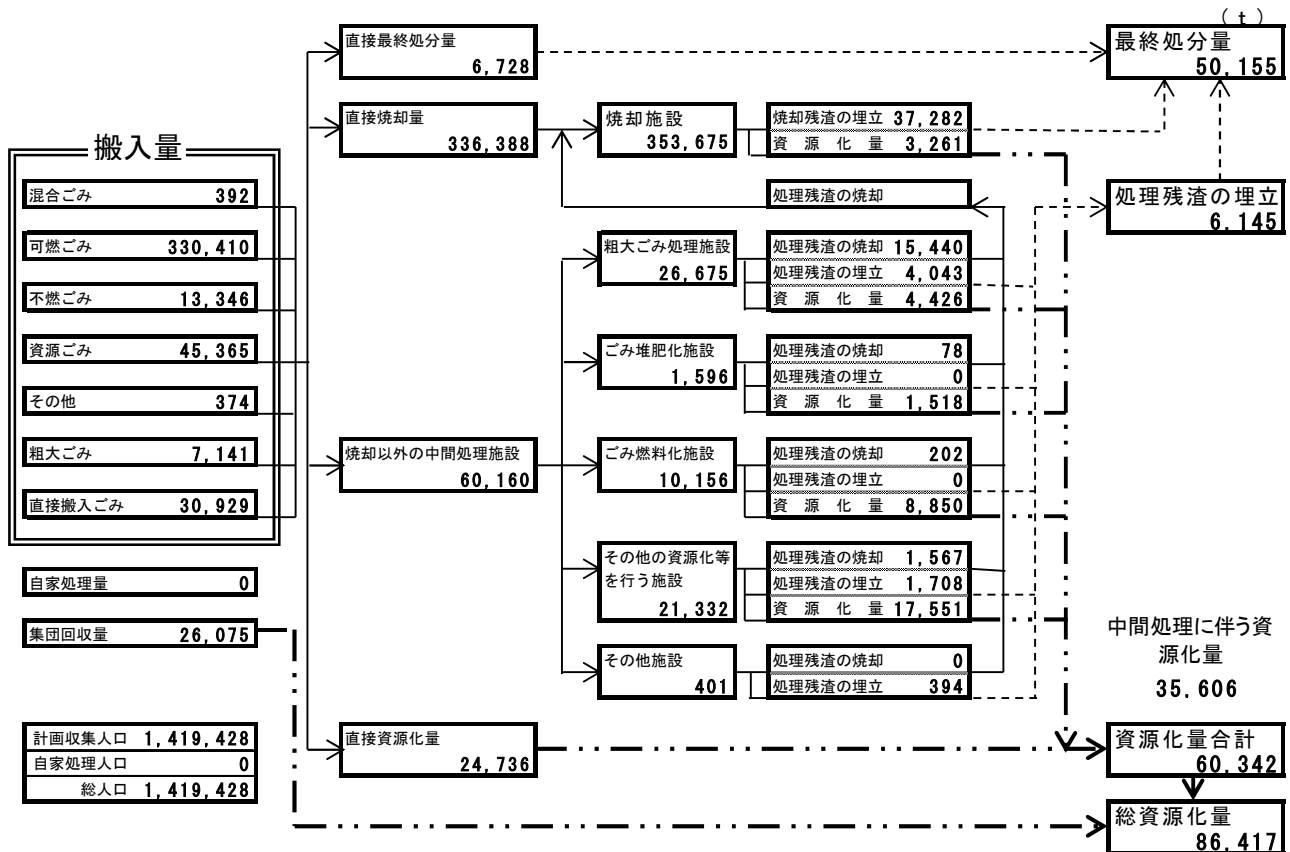
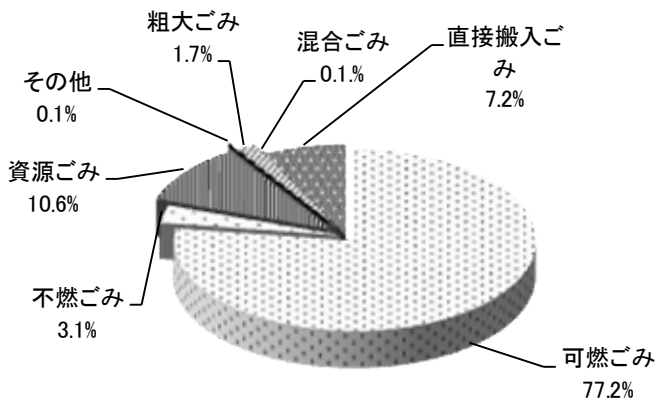
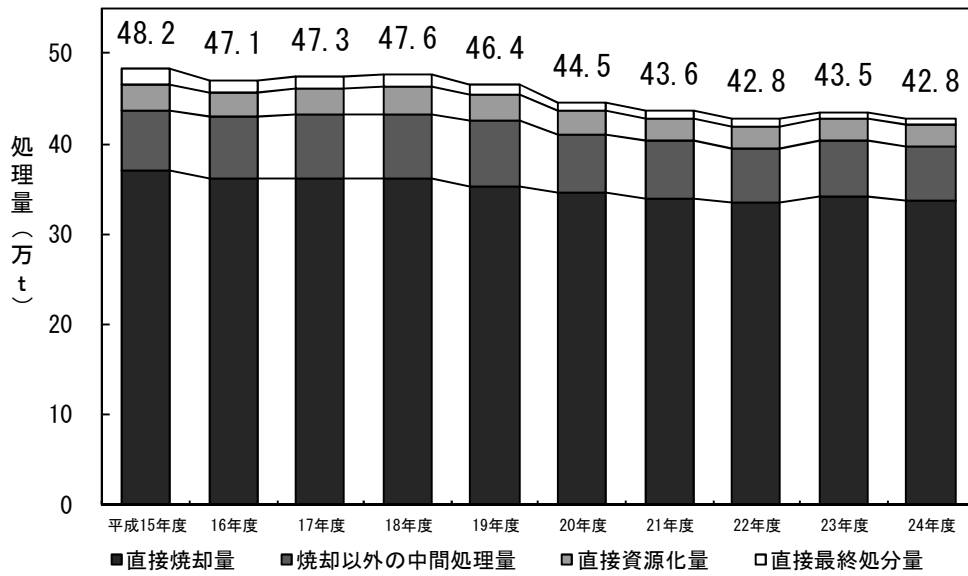


図-5 ごみ搬入量の内訳(平成 24 年度)



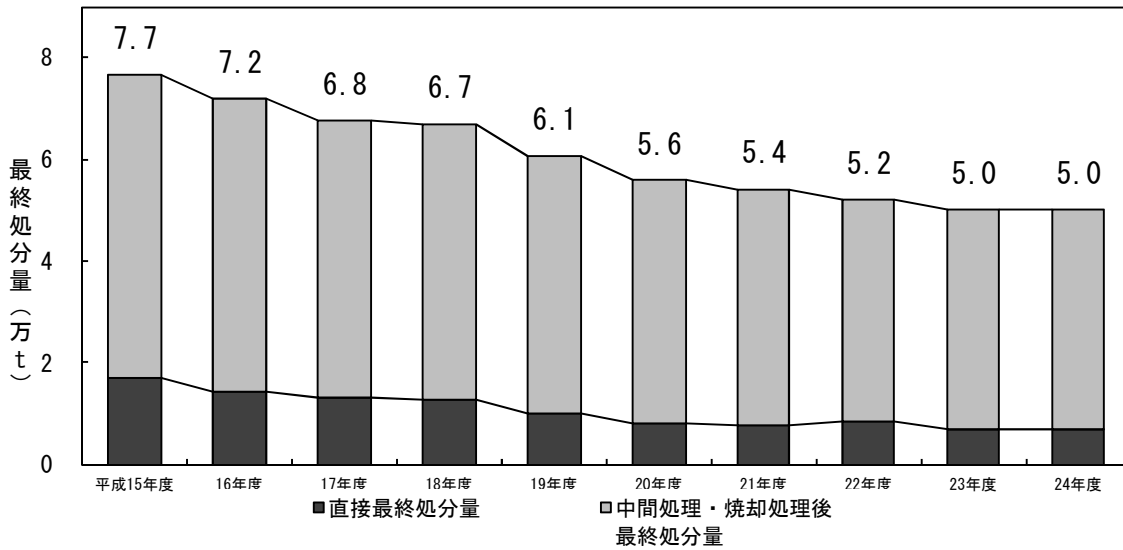
	搬入量 (t)
可燃ごみ	330,410
不燃ごみ	13,346
資源ごみ	45,365
その他	374
粗大ごみ	7,141
混合ごみ	392
直接搬入ごみ	30,929
合計	427,957

図-6 ごみ処理量の推移



	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
直接焼却量	369,353	361,752	361,715	360,623	353,538	345,307	338,538	334,927	342,484	336,388
焼却以外の中間処理量	66,600	68,024	70,222	72,362	71,585	64,671	63,971	60,303	60,167	60,160
直接資源化量	29,036	26,973	28,073	30,427	29,107	26,724	25,970	24,643	24,932	24,736
直接最終処分量	17,086	14,206	13,300	12,944	10,186	8,172	7,656	8,400	7,030	6,728
合計	482,075	470,955	473,310	476,356	464,416	444,874	436,135	428,273	434,613	428,012

図-7 最終処分量の推移



	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
直接最終処分量	17,086	14,206	13,300	12,944	10,186	8,172	7,656	8,400	7,030	6,728
中間処理・焼却処理後最終処分量	59,443	57,566	54,363	53,965	50,513	47,658	46,452	43,675	43,084	43,427
合計	76,529	71,772	67,663	66,909	60,699	55,830	54,108	52,075	50,114	50,155

表－2 市町別ごみ処理量(平成24年度)

(t)

市町名	直接焼却量	直接最終 処分量	資源化施設					焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	処理量 (≒搬入量)
			粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ燃料 化施設	その他の資源 化を行う施設	その他 施設			
大津市	91,943	953	4,879	0	0	6,045	0	10,924	67	103,887
彦根市	33,707	1,852	2,118	0	0	2,852	68	5,038	698	41,295
長浜市	27,075	223	4,543		0	860	0	5,403	5,129	37,830
近江八幡市	21,858	526	1,121	0	0	427	0	1,548	1,423	25,355
草津市	33,469	0	729	0	0	3,967	333	5,029	0	38,498
守山市	13,321	0	4,407	0	0	1,557	0	5,964	4,915	24,200
栗東市	13,716	157	877	100	0	1,566	0	2,543	2,666	19,082
甲賀市	23,871	172	849	1,496	713	385	0	3,443	2,064	29,550
野洲市	10,235	751	1,304	0	0	529	0	1,833	1,064	13,883
湖南市	13,373	0	536	0	0	700	0	1,236	668	15,277
高島市	13,565	1,211	842	0	18	1,026	0	1,886	652	17,314
東近江市	24,752	67	1,577	0	2,208	243	0	4,028	2,337	31,184
米原市	6,903	74	1,238	0	0	332	0	1,570	1,810	10,357
日野町	5,284	6	178	0	0	69	0	247	529	6,066
竜王町	3,316	10	112	0	0	37	0	149	325	3,800
愛荘町	0	87	347	0	3,562	265	0	4,174	230	4,491
豊郷町	0	224	338	0	1,171	229	0	1,738	0	1,962
甲良町	0	228	680	0	1,184	152	0	2,016	0	2,244
多賀町	0	187	0	0	1,300	91	0	1,391	159	1,737
合計	336,388	6,728	26,675	1,596	10,156	21,332	401	60,160	24,736	428,012

(注1) その他の資源化を行う施設：不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

(注2) その他施設：資源化を目的とせず、埋立処分のための破砕・減容化等を行う施設



三井田 和輝さん（大津市立瀬田東小学校3年）の作品

3 資源化の状況

平成24年度の総資源化量は86,417t、リサイクル率は19.0%となっています。

資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量がほぼ1/3ずつとなっており、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設（資源ごみの圧縮・梱包施設等）での資源化量が約半分を占めています。

また、資源化量の内訳では紙類が50.9%で約半分を占めています。

図-8 総資源化量とリサイクル率の推移

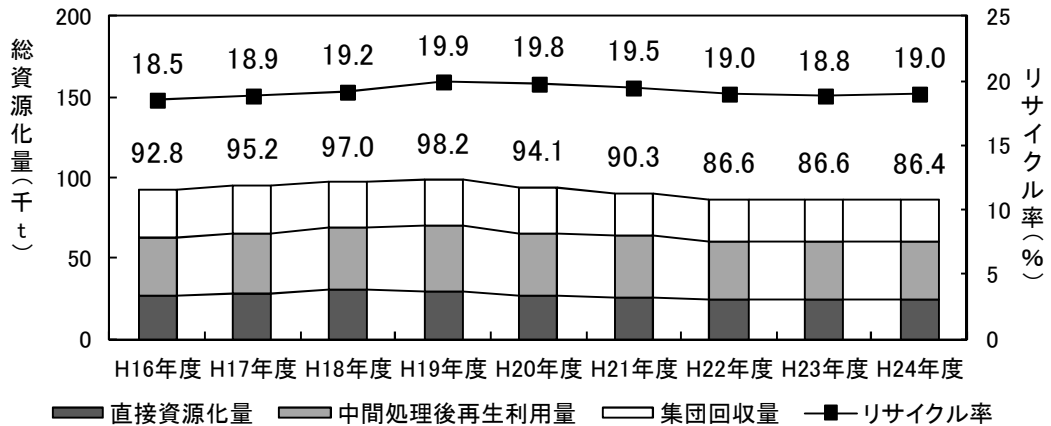


図-9 処理施設別資源化量の内訳(平成24年度)

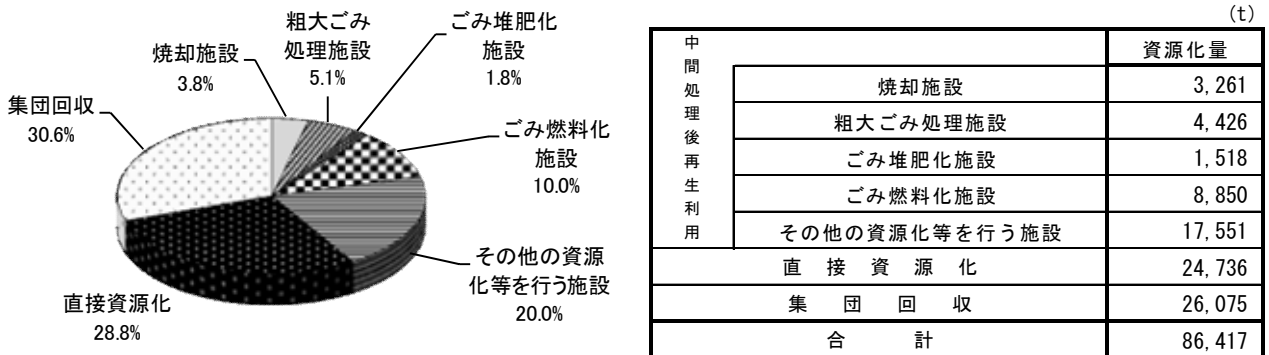
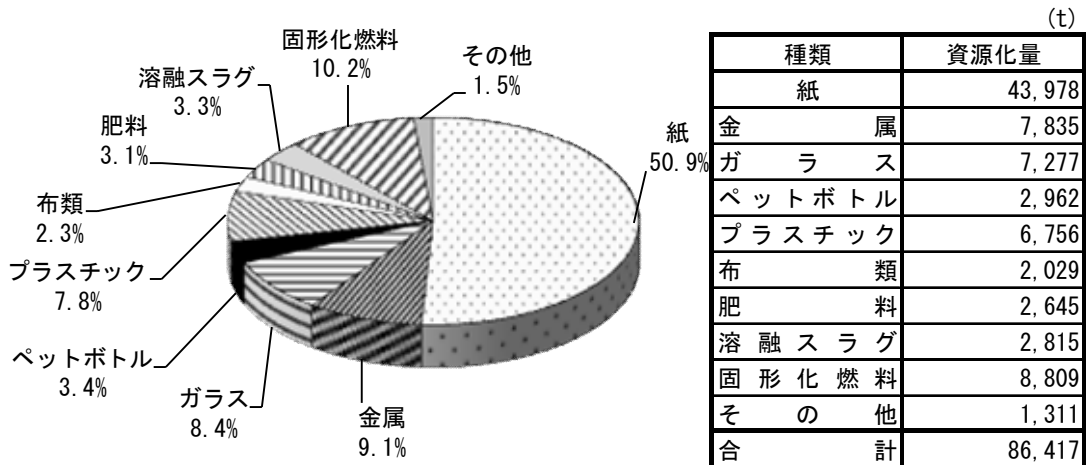


図-10 資源化量の内訳(平成24年度)

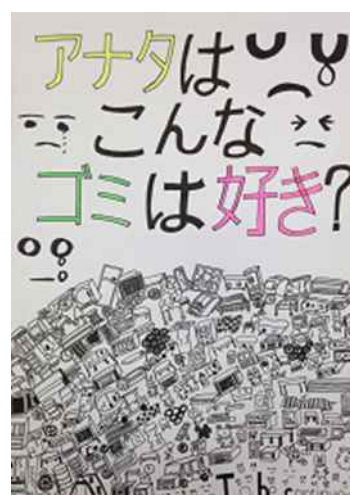


表－3 市町別資源化量、リサイクル率(平成24年度)

市町名	総人口		ごみ 総排出量 (t)	1人1日あたりのごみ排出量		ごみ処理量 (t)	総資源化量		リサイクル率 (%)
	(人)	うち 外国人人口 (人)		(g/人・日)	外国人を 含まない場合 (g/人・日)		(t)	うち 集団回収量 (t)	
大津市	341,457	4,057	115,863	930	941	103,887	16,710	11,974	14.4
彦根市	112,632	1,979	44,166	1,074	1,094	41,295	6,352	2,871	14.4
長浜市	124,054	3,108	37,830	835	857	37,830	6,431	0	17.0
近江八幡市	82,000	1,087	27,051	904	916	25,355	3,695	1,668	13.7
草津市	125,611	1,942	42,861	935	950	38,498	8,333	4,363	19.4
守山市	79,022	699	24,200	839	847	24,200	6,864	0	28.4
栗東市	66,258	994	19,082	789	801	19,082	4,702	0	24.6
甲賀市	92,022	2,589	29,401	875	901	29,550	4,707	0	15.9
野洲市	50,864	492	15,397	829	837	13,883	3,002	1,515	19.5
湖南市	55,067	2,321	16,037	798	833	15,277	2,286	760	14.3
高島市	52,839	462	17,600	913	921	17,314	2,687	247	15.3
東近江市	116,996	2,788	32,726	766	785	31,184	7,084	1,518	21.7
米原市	40,703	446	10,357	697	705	10,357	2,277	0	22.0
日野町	22,729	393	6,699	807	822	6,066	1,589	632	23.7
竜王町	12,896	123	3,801	808	815	3,800	586	0	15.4
愛荘町	21,090	754	4,491	583	605	4,491	3,961	0	88.2
豊郷町	7,608	112	1,962	707	717	1,962	1,738	0	88.6
甲良町	7,722	71	2,404	853	861	2,244	1,496	160	62.2
多賀町	7,858	20	2,104	734	735	1,737	1,917	367	91.1
合計	1,419,428	24,437	454,032	876	892	428,012	86,417	26,075	19.0

(注1) リサイクル率＝総資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

(注2) 平成24年度から総人口に外国人人口を含んでいます。



植田 龍さん(長浜市立虎姫中学校3年)の作品

表－４ 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況（平成24・25年度）

[平成24年度]

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	1,201.0	284.0	0.0	284.0	1,215.0	307.7	0.0	307.7	—	—	—	—	726.8	632.3	632.3	0.0	—	—	—	—
彦根市	414.2	415.1	0.0	415.1	320.5	316.4	0.0	316.4	172.0	172.5	0.0	172.5	259.6	252.8	252.8	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	236.1	235.4	0.0	235.4	186.1	180.4	0.0	180.4	64.6	60.5	0.0	60.5	178.1	177.2	21.0	156.1	—	—	—	—
草津市	433.6	409.4	0.0	409.4	272.0	239.8	0.0	239.8	144.5	135.4	0.0	135.4	295.8	273.3	273.3	0.0	—	—	—	—
守山市	233.8	233.8	0.0	233.8	165.7	165.7	0.0	165.7	81.9	81.9	81.9	0.0	187.9	189.0	189.0	0.0	—	—	—	—
栗東市	201.6	186.1	0.0	186.1	125.0	122.1	0.0	122.1	52.4	51.9	0.0	51.9	129.8	132.0	132.0	0.0	101.4	101.4	0.0	101.4
甲賀市	219.6	291.6	0.0	291.6	227.5	227.5	0.0	227.5	68.0	68.0	0.0	68.0	159.9	155.3	0.0	155.3	—	—	—	—
野洲市	158.2	158.2	0.0	158.2	113.1	113.1	0.0	113.1	54.4	54.4	0.0	54.4	147.2	130.1	130.1	0.0	—	—	—	—
湖南市	166.5	166.5	0.0	166.5	90.0	90.0	0.0	90.0	37.5	37.5	0.0	37.5	143.8	144.3	0.0	144.3	—	—	—	—
高島市	237.6	215.4	0.0	215.4	182.1	170.6	0.0	170.6	46.6	52.3	52.3	0.0	119.6	107.5	107.5	0.0	—	—	—	—
東近江市	324.7	221.9	0.0	221.9	234.9	159.4	0.0	159.4	79.2	50.8	0.0	50.8	232.2	223.0	223.0	0.0	—	—	—	—
日野町	61.5	61.5	0.0	61.5	56.4	56.4	0.0	56.4	13.4	13.4	0.0	13.4	59.7	58.0	58.0	0.0	—	—	—	—
竜王町	37.7	37.7	0.0	37.7	29.2	29.2	0.0	29.2	9.6	9.6	0.0	9.6	31.3	30.0	30.0	0.0	—	—	—	—
愛荘町	46.8	46.8	0.0	46.8	41.1	41.1	0.0	41.1	8.3	8.3	0.0	8.3	42.0	42.0	42.0	0.0	—	—	—	—
豊郷町	20.3	20.3	0.0	20.3	22.5	22.5	0.0	22.5	4.4	4.4	0.0	4.4	91.7	91.7	91.7	0.0	—	—	—	—
甲良町	20.1	20.1	0.0	20.1	23.4	23.4	0.0	23.4	5.6	5.6	0.0	5.6	44.0	44.0	44.0	0.0	—	—	—	—
多賀町	15.6	15.6	0.0	15.6	14.6	14.6	0.0	14.6	4.1	4.1	0.0	4.1	37.6	37.6	37.6	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	397.3	391.2	0.0	391.2	328.1	330.5	0.0	330.5	103.3	94.0	0.0	94.0	293.3	291.9	0.0	291.9	—	—	—	—
合計	4,426.1	3,410.7	0.0	3,410.7	3,647.2	2,610.4	0.0	2,610.4	949.8	904.8	134.2	770.5	3,180.2	3,011.8	2,264.2	747.6	101.4	101.4	0.0	101.4

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,255.7	1,175.5	1,175.5	0.0	—	—	—	—	491.8	429.1	241.9	204.8	17.3	17.3	—	—	5149.4	3050.6
彦根市	1,370.9	868.0	868.0	0.0	—	—	—	—	159.3	155.3	28.9	27.0	0.5	0.5	121.4	121.4	2845.4	2329.0
近江八幡市	—	—	—	—	0.6	0.4	0.4	0.0	102.1	102.1	42.3	42.3	15.2	15.2	257.8	257.8	1082.7	1071.2
草津市	1,170.9	1,026.7	1,026.7	0.0	—	—	—	—	160.8	160.2	74.0	73.9	—	—	323.5	323.5	2875.1	2642.3
守山市	1,007.8	1,000.6	1,000.6	0.0	—	—	—	—	87.7	87.7	76.9	76.9	22.2	22.2	627.1	627.1	2491.1	2484.9
栗東市	748.3	761.3	761.3	0.0	—	—	—	—	107.0	107.0	32.0	32.0	2.4	2.0	501.9	501.9	2001.6	1997.8
甲賀市	—	—	—	—	23.5	16.4	0.0	16.4	111.9	110.9	54.9	54.9	14.3	14.3	317.5	317.5	1197.2	1256.6
野洲市	381.3	230.2	230.2	0.0	—	—	—	—	83.2	83.2	40.7	40.7	—	—	112.5	112.5	1090.5	922.4
湖南市	441.2	441.2	0.0	441.2	1.8	1.8	0.0	1.8	70.5	66.0	19.4	18.1	0.9	1.2	83.1	83.1	1054.8	1049.6
高島市	0.8	0.7	0.7	0.0	—	—	—	—	87.7	87.7	45.0	45.0	0.8	0.8	178.8	178.8	899.0	858.9
東近江市	—	—	—	—	4.9	3.7	3.7	0.0	214.0	214.0	56.8	56.8	9.6	9.6	522.9	522.9	1679.1	1462.1
日野町	—	—	—	—	0.3	0.1	0.1	0.0	33.8	33.8	9.8	9.8	0.3	0.3	47.9	47.9	283.0	281.2
竜王町	—	—	—	—	0.5	0.4	0.4	0.0	12.4	12.4	14.0	14.0	1.4	1.4	33.3	33.3	169.4	167.9
愛荘町	—	—	—	—	0.6	0.6	0.0	0.6	38.6	38.6	25.8	25.8	—	—	14.7	14.7	217.9	217.9
豊郷町	—	—	—	—	4.9	4.9	4.9	0.0	14.1	14.1	2.2	2.2	—	—	11.0	11.0	171.0	171.0
甲良町	—	—	—	—	3.2	3.2	3.2	0.0	8.9	8.9	2.7	2.7	—	—	—	—	107.9	107.9
多賀町	—	—	—	—	1.2	1.2	1.2	0.0	7.0	7.0	2.0	2.0	1.2	1.2	—	—	83.2	83.2
湖北広域行政事務センター	1,018.3	1,029.2	1,029.2	0.0	75.0	74.2	0.0	74.2	211.9	211.9	71.8	71.8	67.8	67.3	—	—	2566.8	2562.0
合計	7,395.0	6,533.4	6,092.1	441.2	116.5	107.0	13.9	93.1	2,002.6	1,929.8	839.0	800.6	153.9	153.2	3,153.3	3,153.3	25,964.9	22,716.4

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市
(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡（各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ）
(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量
(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合がある。

[平成 25 年度]

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	1,068.1	1,068.1	0.0	1,068.1	1,200.9	1,200.9	0.0	1,200.9	—	—	—	—	747.8	728.0	622.8	105.2	—	—	—	—
彦根市	415.2	415.2	0.0	415.2	318.7	318.7	0.0	318.7	176.5	176.5	0.0	176.5	261.5	260.8	258.6	2.2	—	—	—	—
近江八幡市	233.4	228.6	0.0	228.6	184.1	184.9	0.0	184.9	65.0	64.2	0.0	64.2	178.1	178.1	21.5	156.6	—	—	—	—
草津市	431.9	459.9	0.0	459.9	262.4	288.4	0.0	288.4	155.1	161.1	0.0	161.1	295.8	297.6	269.7	28.0	—	—	—	—
守山市	204.3	204.3	0.0	204.3	160.1	160.1	0.0	160.1	81.7	81.7	68.2	13.5	191.6	185.2	185.2	0.0	—	—	—	—
栗東市	197.8	174.6	0.0	174.6	127.1	123.8	0.0	123.8	54.6	46.4	0.0	46.4	133.5	130.2	130.2	0.0	89.7	89.7	0.0	89.7
甲賀市	288.4	288.4	0.0	288.4	222.6	222.6	0.0	222.6	70.6	70.6	0.0	70.6	162.4	162.4	0.0	162.4	—	—	—	—
野洲市	156.4	156.4	0.0	156.4	107.3	107.3	0.0	107.3	46.3	46.3	0.0	46.3	154.3	131.1	131.1	0.0	—	—	—	—
湖南市	166.5	166.5	0.0	166.5	93.5	93.5	0.0	93.5	49.7	49.7	0.0	49.7	153.5	157.8	0.0	157.8	—	—	—	—
高島市	227.8	207.2	0.0	207.2	182.2	163.2	0.0	163.2	45.5	49.0	47.9	1.1	120.1	103.6	100.2	3.4	—	—	—	—
東近江市	179.8	170.6	0.0	170.6	93.5	93.5	0.0	93.5	49.7	49.7	0.0	49.7	153.5	157.8	0.0	157.8	—	—	—	—
日野町	70.2	70.2	0.0	70.2	60.3	60.3	0.0	60.3	16.7	16.7	0.0	16.7	60.8	60.6	57.6	3.0	—	—	—	—
竜王町	35.2	35.2	0.0	35.2	28.8	28.8	0.0	28.8	9.6	9.6	0.0	9.6	32.0	30.5	30.5	0.0	—	—	—	—
愛荘町	43.4	43.4	0.0	43.4	42.5	42.5	0.0	42.5	9.2	9.2	0.0	9.2	43.4	43.4	43.4	0.0	—	—	—	—
豊郷町	19.7	19.7	0.0	19.7	21.3	21.3	0.0	21.3	4.3	4.3	0.0	4.3	94.8	94.8	94.8	0.0	—	—	—	—
甲良町	19.2	19.2	0.0	19.2	21.6	21.6	0.0	21.6	4.4	4.4	0.0	4.4	48.6	48.6	48.6	0.0	—	—	—	—
多賀町	16.0	16.0	0.0	16.0	12.8	12.8	0.0	12.8	4.5	4.5	0.0	4.5	34.5	34.5	34.5	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	434.8	430.2	0.0	430.2	352.3	346.4	0.0	346.4	117.9	126.6	0.0	126.6	328.1	326.6	0.0	326.6	8.8	8.8	0.0	8.8
合計	4,208.2	4,173.9	0.0	4,173.9	3,491.9	3,490.4	0.0	3,490.4	961.5	970.7	116.1	854.6	3,194.4	3,131.5	2,028.6	1,103.0	98.5	98.5	0.0	98.5

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙バック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,300.3	1,285.8	1,144.2	141.6	—	—	—	—	455.4	400.2	241.5	209.5	15.8	15.8	—	—	5029.74	4908.19
彦根市	1,357.8	1,353.8	777.6	576.2	—	—	—	—	131.3	112.2	30.1	25.6	0.7	0.7	125.8	125.8	2817.69	2789.3
近江八幡市	—	—	—	—	0.4	0.4	0.2	0.1	100.5	100.5	41.2	41.2	14.1	14.0	275.4	275.4	1092.2	1087.3
草津市	1,107.4	1,115.3	1,000.2	115.1	—	—	—	—	154.7	153.7	76.2	75.7	—	—	334.3	311.0	2817.67	2862.62
守山市	1,007.9	977.1	977.1	0.0	—	—	—	—	82.0	82.0	78.0	78.0	21.7	21.7	653.8	653.8	2481.1	2443.79
栗東市	725.5	731.0	731.0	0.0	—	—	—	—	99.8	99.8	29.7	29.7	2.2	2.1	465.8	465.8	1925.52	1893.03
甲賀市	519.7	519.7	0.0	519.7	23.6	23.6	0.0	23.6	106.4	106.4	51.4	51.4	13.7	13.7	337.7	337.7	1796.54	1796.54
野洲市	372.2	201.6	201.6	0.0	—	—	—	—	70.0	70.0	43.9	43.9	—	—	120.3	120.3	1070.79	877
湖南市	429.9	429.9	0.0	429.9	2.2	2.2	0.0	2.2	65.3	55.3	17.7	17.3	0.6	0.7	89.0	89.0	1067.94	1061.9
高島市	0.0	0.2	0.2	0.0	—	—	—	—	81.1	81.1	37.5	37.5	0.8	0.8	161.3	161.3	856.38	803.95
東近江市	429.9	429.9	0.0	429.9	3.8	2.9	2.9	0.0	183.3	183.3	60.6	60.6	9.8	9.9	742.8	742.8	1906.68	1900.77
日野町	—	—	—	—	0.3	0.3	0.2	0.1	30.8	30.8	8.2	8.2	0.2	0.2	49.1	49.1	296.54	296.43
竜王町	—	—	—	—	0.4	0.3	0.3	0.0	10.9	10.9	15.6	15.6	2.1	2.1	34.1	34.1	168.883	167.203
愛荘町	—	—	—	—	0.5	0.5	0.0	0.5	34.6	34.6	23.0	23.0	—	—	17.2	17.2	213.76	213.76
豊郷町	—	—	—	—	4.9	4.9	4.9	0.0	12.7	12.7	3.2	3.1	—	—	11.5	11.5	172.43	172.304
甲良町	—	—	—	—	1.7	1.7	1.7	0.0	7.9	7.9	4.0	4.0	—	—	—	—	107.23	107.23
多賀町	—	—	—	—	1.2	1.2	1.2	0.0	5.8	5.8	2.0	2.0	1.1	1.1	—	—	77.939	77.939
湖北広域行政事務センター	972.2	974.8	974.8	0.0	27.6	10.6	0.0	10.6	194.3	194.2	66.4	66.4	63.6	60.5	—	—	2565.92	2544.88
合計	8,222.7	8,019.0	5,806.6	2,212.5	66.6	48.4	11.3	37.1	1,826.7	1,741.4	830.2	792.6	146.3	143.0	3,418.0	3,394.7	26,465.0	26,004.1

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市
(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡（各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ）
(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量
(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合がある。

表一5 ごみ処理の詳細

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
① 総人口 (人)	1,347,187	1,353,170	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428
② 計画処理区域内人口 (人)	1,347,187	1,353,170	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428
③ 計画収集人口 (人)	1,344,486	1,351,749	1,357,876	1,365,059	1,377,215	1,378,678	1,388,931	1,389,630	1,390,771	1,398,183	1,419,428
④ 自家処理人口 (人)	2,701	1,421	1,102	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 収集ごみ量 (t/日)	1,180	1,201	1,182	1,196	1,207	1,182	1,138	1,117	1,077	1,084	1,088
⑥ 直接搬入量 (t/日)	119	116	104	101	98	88	84	86	96	83	85
⑦ 自家処理量 (t/日)	6	4	5	1	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 集団回収量 (t/日)	82	79	82	82	78	76	80	72	73	72	71
a 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑦)	1,305	1,320	1,292	1,298	1,305	1,271	1,223	1,204	1,173	1,167	1,172
b 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑧)	1,381	1,395	1,369	1,379	1,383	1,347	1,303	1,275	1,246	1,240	1,244
1日1人当たり排出量A (a/①)	968	976	951	951	948	922	880	866	844	835	826
	全国 (g/人・日)	1,106	1,086	1,069	1,052	1,025	972	935	918	919	908
1日1人当たり排出量B (b/①)	1,025	1,031	1,007	1,010	1,004	977	938	918	896	887	876
	全国 (g/人・日)	1,166	1,163	1,146	1,131	1,116	1,089	1,033	994	976	975

(注1) 国では、平成17年度より総排出量の定義を a総排出量 (計画収集量+直接搬入量+自家処理量) から b総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)へ変更しています。(2ページ参照)

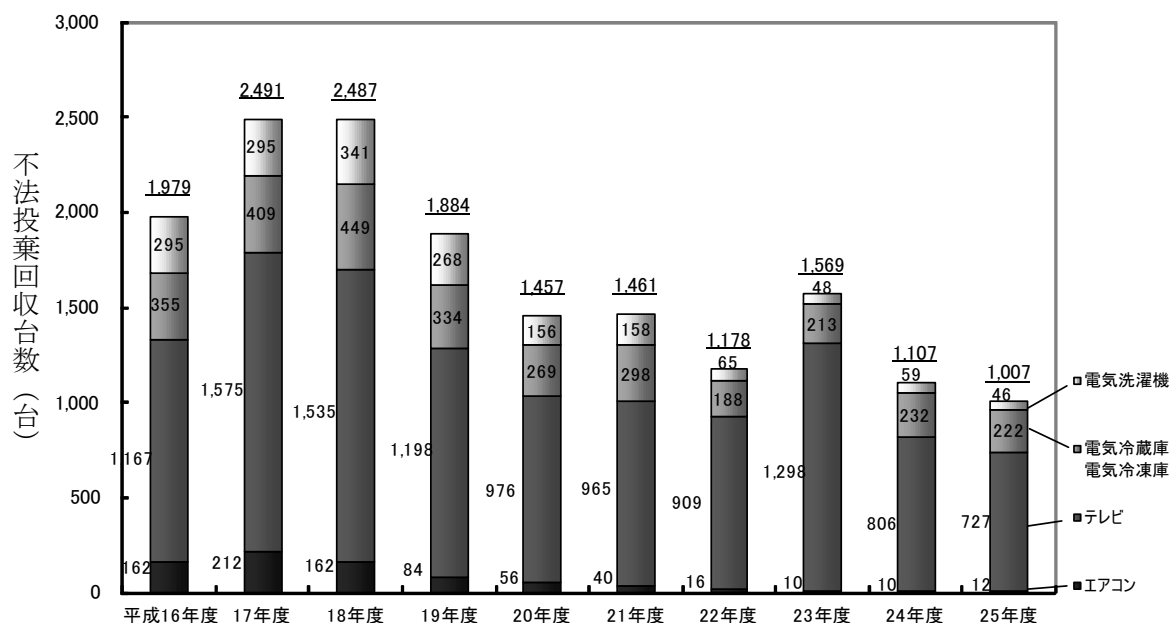
(注2) 平成24年度から総人口に外国人口を含んでいます。

●廃家電4品目の不法投棄状況

家電リサイクル法（平成13年4月施行）では、エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・電気衣類乾燥機の4品目が対象となっています。一般的な家電リサイクル法のルートでは、消費者から排出された家電4品目は、小売業者によって製造業者が設置する指定引取場所まで運ばれます。さらに、指定引取場所からそれぞれの製造業者のリサイクルプラントへ運ばれ、そこでリサイクルされます。なお、消費者は、家電4品目を排出する際、リサイクル料金や収集運搬料金を支払うことになっています。

このような家電リサイクル法のルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電4品目の台数の推移は下図のとおりです。

不法投棄された廃家電4品目の回収台数の推移



平成21年度から、電気洗濯機に「電気衣類乾燥機」が、テレビに「液晶・プラズマ式テレビ」が追加されました。

●レジ袋削減の取組

事業者、県民団体および行政で構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」では、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、平成25年2月に「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年4月より県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施しています。

このレジ袋削減の取組は、ごみの減量や資源の節約という直接的な効果だけでなく、環境保全に対する意識を高め、普段の生活の中で環境にやさしいライフスタイルを心がけていただくことを目指しています。

◆協定締結者の役割

○事業者

【レジ袋無料配布中止実施事業者】

- ・ レジ袋辞退率 80%以上を目標に、レジ袋の無料配布を中止し、マイバッグ等の持参を呼びかける。
- ・ レジ袋の有料販売による収益金が生じた場合は、環境保全活動や地域・社会貢献活動等に還元する。

【レジ袋削減の取組実施事業者】

- ・ レジ袋辞退率 60%以上を目標に、マイバッグ等の持参を呼びかける等によりレジ袋の削減に取り組む。

○団体

- ・ 自らがマイバッグ等の持参を実践するとともに、消費者にマイバッグ等の持参を呼びかける等積極的に普及啓発を行う。

○行政

- ・ レジ袋削減の取組を広報するとともに、消費者にマイバッグ等の持参を呼びかける等積極的に普及啓発を行う。



◆協定締結者(平成26年12月末時点)

- ・ レジ袋無料配布中止実施事業者：27者(184店舗)
- ・ レジ袋削減取組実施事業者：7者(8店舗)
- ・ 団体：12団体
- ・ 行政：18市町および県



◆協定参加事業者の店舗におけるレジ袋平均辞退率

平成25年7月	平成25年12月	平成26年3月	平成26年5月	平成26年12月
87.9%	88.8%	89.2%	89.5%	89.2%

レジ袋平均辞退率：全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割ったもの。

●資源循環型社会の構築

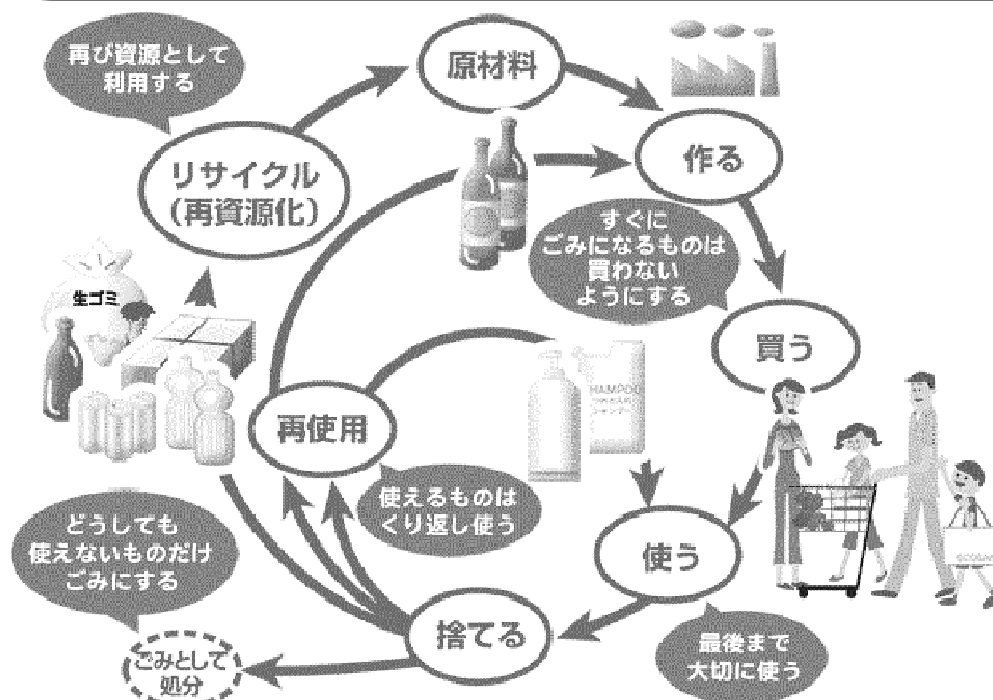
廃棄物の処理においては、従来の「単に燃やして埋める」という「ごみ処理」から、「ごみ」を「資源」として捉え、ごみの発生抑制や資源化を徹底的に行う資源循環型社会への転換を図っていかねばなりません。このため、平成 23 年 8 月に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量に関する目標やそのための進めるべき取組、県民・事業者・行政など関係者の役割を取りまとめました。

市町では、既にごみの分別収集や資源化が進められていますが、更に焼却施設から発生する熱エネルギーを有効に活用するサーマルリサイクルを進めるなど、資源循環型社会の構築を目指した取組が求められています。

また、平成 18 年 6 月に公布された改正容器包装リサイクル法では、質の高い分別収集・再商品化を推進するために、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して金銭を支払う仕組みである「市町村への資金拠出制度」が創設されました（平成 20 年度から開始）。この仕組みは、質の高い分別収集を行う市町村に対して、容器包装製造・利用事業者から資金が拠出されるというものです。この仕組みにより、分別の質の向上、特に異物混入の多い「プラスチック製容器包装」の質の向上が期待されています。

さらに、平成 25 年度 4 月には小型家電リサイクル法が施行され、デジタルカメラや携帯電話など希少な金属を多く使用した小型家電製品の回収・リサイクルが始まりました。県内においても、平成 26 年度に、制度に基づくリサイクルが 1 市で開始された他、7 市町が環境省の採択を受けた実証事業に参加するなど、その取組が広がりつつあります。

我々の生活を見直していけば、資源循環型社会の構築のためにできることは多くあります。今後とも県民・事業者・行政などが一体となって、資源循環型社会を構築していく必要があります。

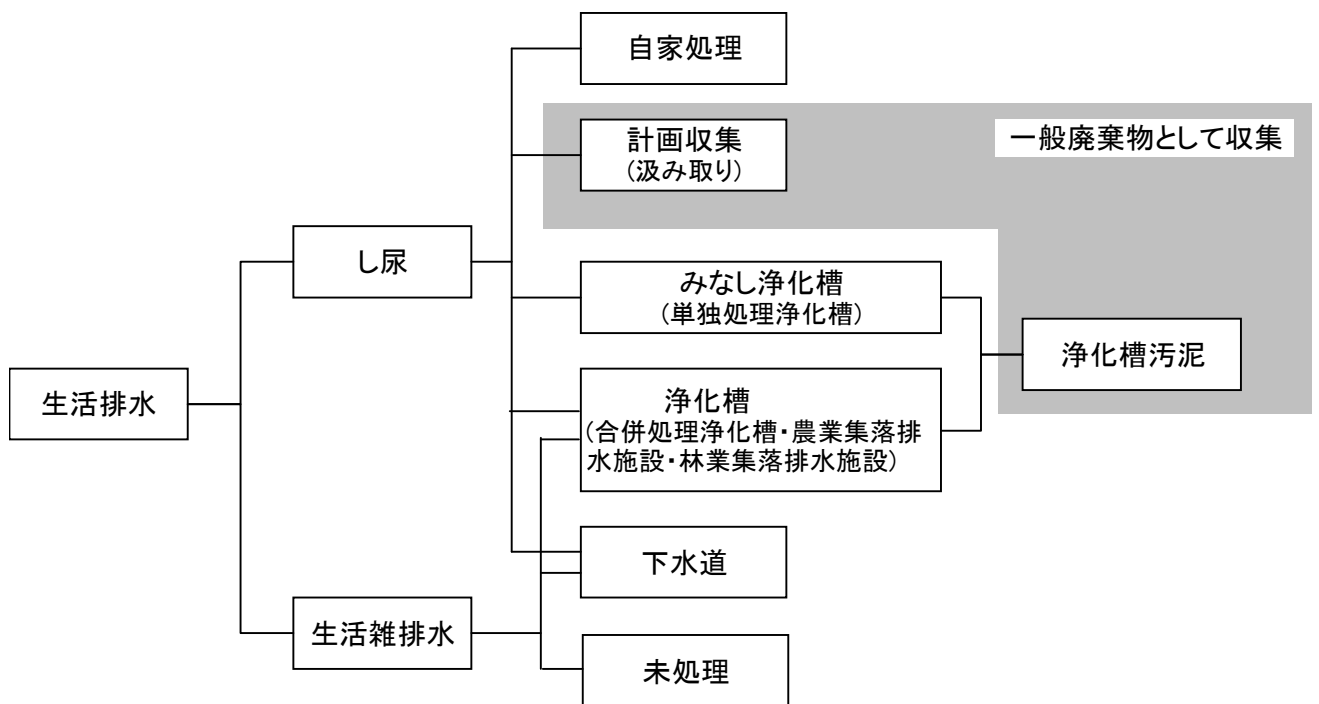


Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のこと、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図-11のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集（汲み取り）し尿と、みなし浄化槽(22 ページ参照)または浄化槽から発生する汚泥となります。

図-11 生活排水の処理区分



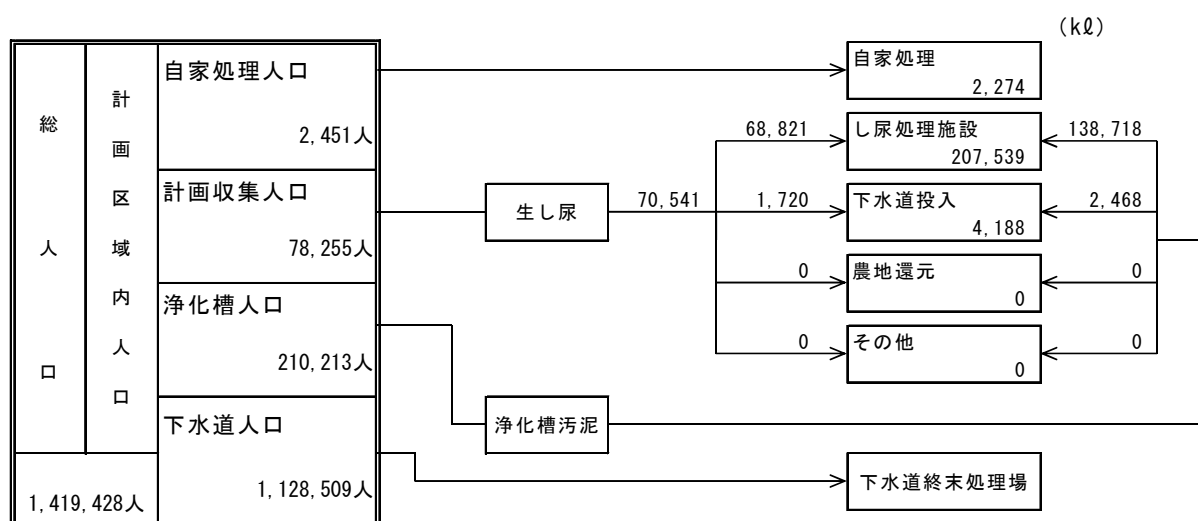
1 し尿処理の状況

平成 24 年度における収集量は生し尿が 70,541kℓ、浄化槽汚泥が 141,186kℓ、合計 211,727kℓです。下水道の普及により収集量は減少傾向にあります。

し尿処理の状況をトイレの水洗化という観点から分けると、水洗化による方法（下水道、浄化槽）と非水洗化による方法（市町等による生し尿の計画収集、住民による自家処理）との人口比率の推移は図-13 のとおりで、水洗化人口が年々増加しています。

なお、平成 24 年度の水洗化人口の比率が前年度の値に比べて 94.3%とわずかに減少しているのは、平成 24 年度から総人口に外国人人口を含むこととなったためです。

図-12 し尿処理の状況(平成 24 年度)



表－6 し尿処理における水洗化人口等の推移

(人)

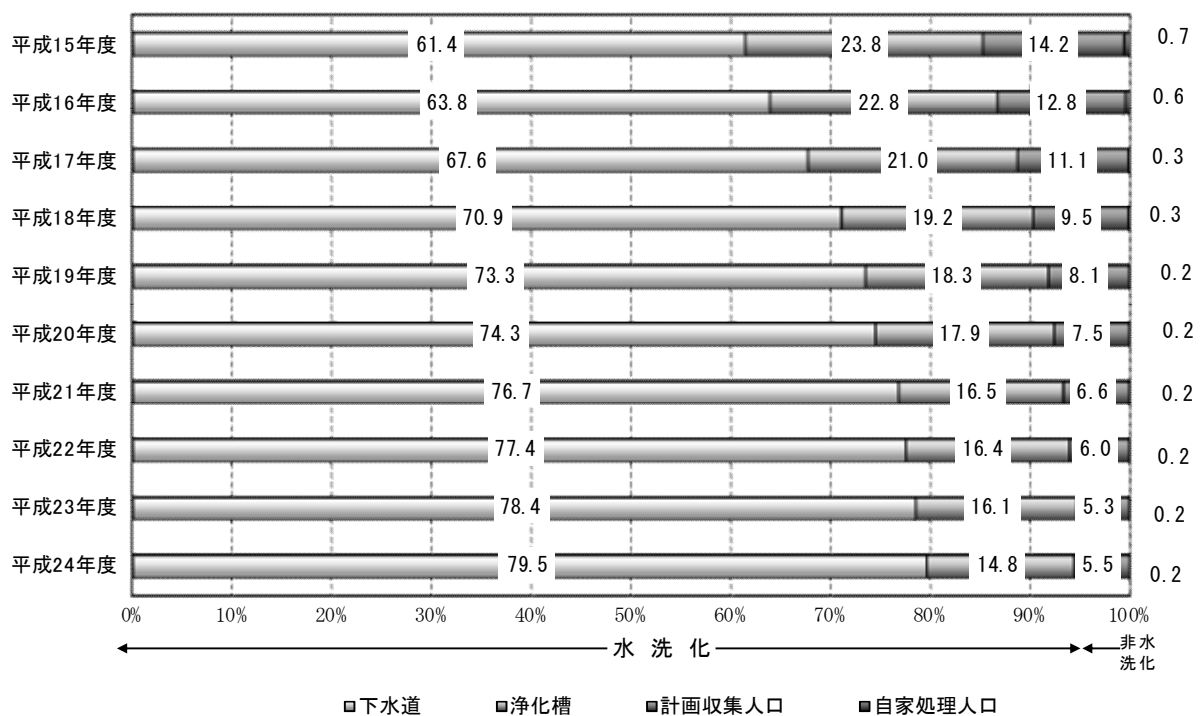
年 度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,353,170	100.0%	1,358,978	100.0%	1,365,059	100.0%	1,377,215	100.0%	1,378,678	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	830,283	61.4%	866,389	63.8%	922,330	67.6%	977,125	70.9%	1,011,202	73.3%
	浄 化 槽	321,919	23.8%	310,434	22.8%	286,636	21.0%	264,610	19.2%	252,481	18.3%
	計	1,152,202	85.1%	1,176,823	86.6%	1,208,966	88.6%	1,241,735	90.2%	1,263,683	91.7%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	191,677	14.2%	174,433	12.8%	151,558	11.1%	131,304	9.5%	111,810	8.1%
	自 家 処 理 人 口	9,291	0.7%	7,722	0.6%	4,535	0.3%	4,176	0.3%	3,185	0.2%
	計	200,968	14.9%	182,155	13.4%	156,093	11.4%	135,480	9.8%	114,995	8.3%

年 度	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,388,931	100.0%	1,389,630	100.0%	1,390,771	100.0%	1,398,183	100.0%	1,419,428	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	1,032,608	74.3%	1,065,690	76.7%	1,076,751	77.4%	1,096,758	78.4%	1,128,509	79.5%
	浄 化 槽	248,772	17.9%	229,817	16.5%	228,073	16.4%	225,528	16.1%	210,213	14.8%
	計	1,281,380	92.3%	1,295,507	93.2%	1,304,824	93.8%	1,322,286	94.6%	1,338,722	94.3%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	104,850	7.5%	91,377	6.6%	83,425	6.0%	73,622	5.3%	78,255	5.5%
	自 家 処 理 人 口	2,701	0.2%	2,746	0.2%	2,522	0.2%	2,275	0.2%	2,451	0.2%
	計	107,551	7.7%	94,123	6.8%	85,947	6.2%	75,897	5.4%	80,706	5.7%

(注1) 各数値の右欄には、県内人口に対する割合を記載しています。

(注2) 平成24年度から計画収集区域内人口に外国人人口を含んでいます。

図－13 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移



表－7 し尿処理の詳細

年 度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	188,199	46.3%	166,678	44.8%	148,724	43.4%	139,594	42.8%	117,324	39.8%
	浄化槽汚泥	218,247	53.7%	205,680	55.2%	194,276	56.6%	186,805	57.2%	177,604	60.2%
	計	406,446	100.0%	372,358	100.0%	343,000	100.0%	326,399	100.0%	294,928	100.0%
自家処理量 (kℓ)		8,563		6,491		2,948		5,522		3,352	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		191,677		174,433		151,558		131,304		111,810	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.68		2.62		2.69		2.91		2.87	
処 理 内 訳 (kℓ)	し尿処理施設	391,156	96.8%	358,716	96.8%	331,956	96.8%	313,748	97.8%	290,513	98.6%
	下水道投入	7,231	1.8%	6,066	1.6%	5,661	1.7%	4,678	1.5%	4,082	1.4%
	農地還元	15	0%	0	0%	0	0%	0	0%	28	0%
	海洋投入	5,528	1.4%	5,634	1.5%	5,383	1.6%	2,451	0.8%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	403,930	100.0%	370,416	100.0%	343,000	100.0%	320,877	100.0%	294,623	100.0%

年 度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	104,729	37.7%	93,060	36.5%	85,755	36.0%	77,817	34.7%	70,541	33.3%
	浄化槽汚泥	172,842	62.3%	161,810	63.5%	152,322	64.0%	146,612	65.3%	141,186	66.7%
	計	277,571	100.0%	254,870	100.0%	238,077	100.0%	224,429	100.0%	211,727	100.0%
自家処理量 (kℓ)		2,713		2,547		2,438		2,198		2,274	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		104,850		91,377		83,425		73,622		78,255	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.74		2.79		2.82		2.89		2.47	
処 理 内 訳 (kℓ)	し尿処理施設	273,840	98.3%	250,327	98.2%	232,583	97.7%	219,639	97.9%	207,539	98.0%
	下水道投入	4,609	1.7%	4,543	1.8%	5,494	2.3%	4,790	2.1%	4,188	2.0%
	農地還元	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	海洋投入	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	278,449	100.0%	254,870	100.0%	238,077	100.0%	224,429	100.0%	211,727	100.0%

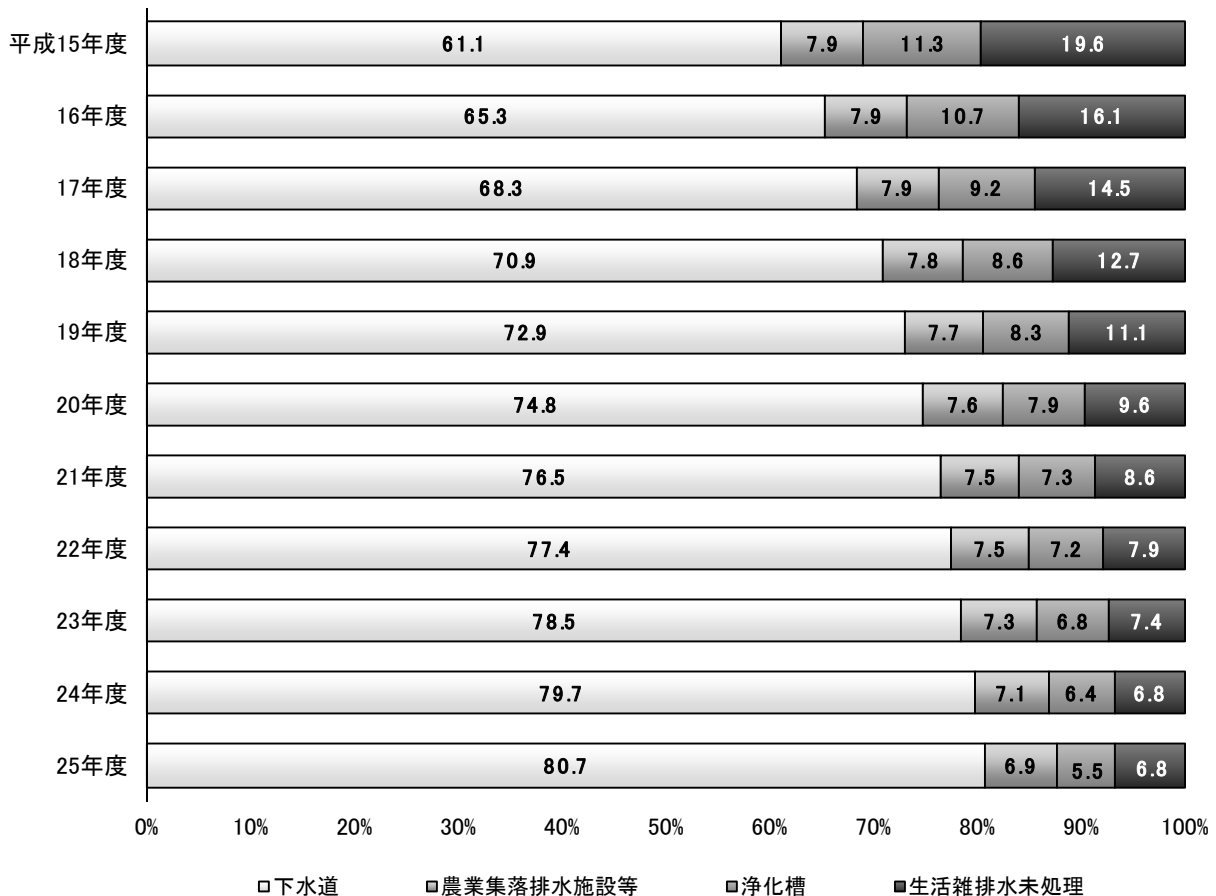
(注1) 平成15、19、23年度は閏年のため、1年を366日で計算しています。

(注2) 平成24年度から計画収集人口に外国人を含んでいます。

2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率(総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合)は年々上昇しており、平成25年度(平成26年3月末)では、下水道により80.7%、農業集落排水施設等により6.9%、浄化槽により5.5%、合計93.2%となっています。

図-14 生活雑排水処理率の推移



(注) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含む。

表－8 市町別生活雑排水処理人口(平成25年度末現在)

(人)

市町名	総人口 H26.3.31 (住民基本台帳人口)	生活雑排水 処理人口	下水道	農業集落 排水施設	浄化槽	林業集落 排水施設
大津市	342,343	331,236	326,286	950	4,000	0
彦根市	112,597	97,406	78,919	4,716	13,771	0
長浜市	122,310	114,799	87,568	25,027	2,204	0
近江八幡市	82,279	75,304	52,461	609	22,234	0
草津市	127,610	123,060	116,066	4,577	2,417	0
守山市	80,112	78,523	72,637	4,336	1,550	0
栗東市	66,629	64,581	63,857	193	531	0
甲賀市	93,154	79,583	59,203	9,981	10,399	0
野洲市	50,733	49,235	46,134	2,910	191	0
湖南市	54,879	51,499	47,812	0	3,687	0
高島市	51,903	46,289	32,389	8,270	5,592	38
東近江市	115,758	103,924	71,158	27,136	5,630	0
米原市	40,354	37,751	32,157	3,674	1,920	0
日野町	22,264	19,081	12,555	4,808	1,718	0
竜王町	12,559	11,398	9,418	859	1,121	0
愛荘町	21,259	19,281	18,530	0	751	0
豊郷町	7,358	6,533	6,411	0	122	0
甲良町	7,525	6,021	5,817	0	204	0
多賀町	7,788	6,820	6,038	415	367	0
合計	1,419,414	1,322,324	1,145,416	98,461	78,409	38



田中 歩利さん(大津市立瀬田北小学校3年)の作品

表－9 生活雑排水処理の詳細

		平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
総人口(人)		1,348,241	1,353,893	1,359,273	1,365,393
下水道	処理人口(人)	777,775	827,645	888,040	932,673
	処理率(%)	57.7	61.1	65.3	68.3
農業集落排水施設等	処理人口(人)	106,459	107,303	107,792	107,941
	処理率(%)	7.9	7.9	7.9	7.9
浄化槽	処理人口(人)	154,911	152,930	144,771	126,197
	処理率(%)	11.5	11.3	10.7	9.2
生活雑排水処理率(%)		77.1	80.4	83.9	85.5
生活雑排水未処理人口(人)		309,096	266,015	218,670	198,582

		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
総人口(人)		1,371,577	1,377,886	1,382,321	1,386,570
下水道	処理人口(人)	972,208	1,005,145	1,034,070	1,060,784
	処理率(%)	70.9	72.9	74.8	76.5
農業集落排水施設等	処理人口(人)	107,015	105,475	105,427	104,502
	処理率(%)	7.8	7.7	7.6	7.5
浄化槽	処理人口(人)	117,537	113,960	109,537	101,510
	処理率(%)	8.6	8.3	7.9	7.3
生活雑排水処理率(%)		87.3	88.9	90.4	91.4
生活雑排水未処理人口(人)		174,817	153,306	133,287	119,774

		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
総人口(人)		1,390,927	1,394,472	1,419,426	1,419,414
下水道	処理人口(人)	1,077,247	1,094,515	1,131,743	1,145,416
	処理率(%)	77.4	78.5	79.7	80.7
農業集落排水施設等	処理人口(人)	104,148	101,822	100,503	98,499
	処理率(%)	7.5	7.3	7.1	6.9
浄化槽	処理人口(人)	100,298	94,733	90,523	78,409
	処理率(%)	7.2	6.8	6.4	5.5
生活雑排水処理率(%)		92.1	92.6	93.2	93.2
生活雑排水未処理人口(人)		109,234	103,402	96,657	97,090

(注1) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含む。
(注2) 平成24年度から計画収集人口に外国人を含んでいます。



吉野 結葉さん（彦根市立城南小学校3年）の作品

●生活排水対策の推進

琵琶湖をはじめとする公共水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の設置が進められています。平成 25 年度における生活排水処理施設の整備率（汚水処理人口普及率）の全国平均（ただし、福島県を除く。）は 88.9%で、本県は 98.2%となっています。

生活排水処理施設の整備は、地域の特性に応じた適切な手法を選定する必要があります。下水道については行政が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する地域については、各家庭に下水道と同等の能力を持つ浄化槽の設置を推進することが必要です。

そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成 9 年度に全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けました。平成 25 年度末現在、浄化槽の設置数は全県で 38,612 基となっています。

今後は、設置後の維持管理の徹底等、課題への取組が必要です。

なお、平成 12 年度まで浄化槽の一種とされてきたみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、し尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正により平成 13 年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。



若林 希咲来さん（彦根市立城南小学校 6 年）の作品

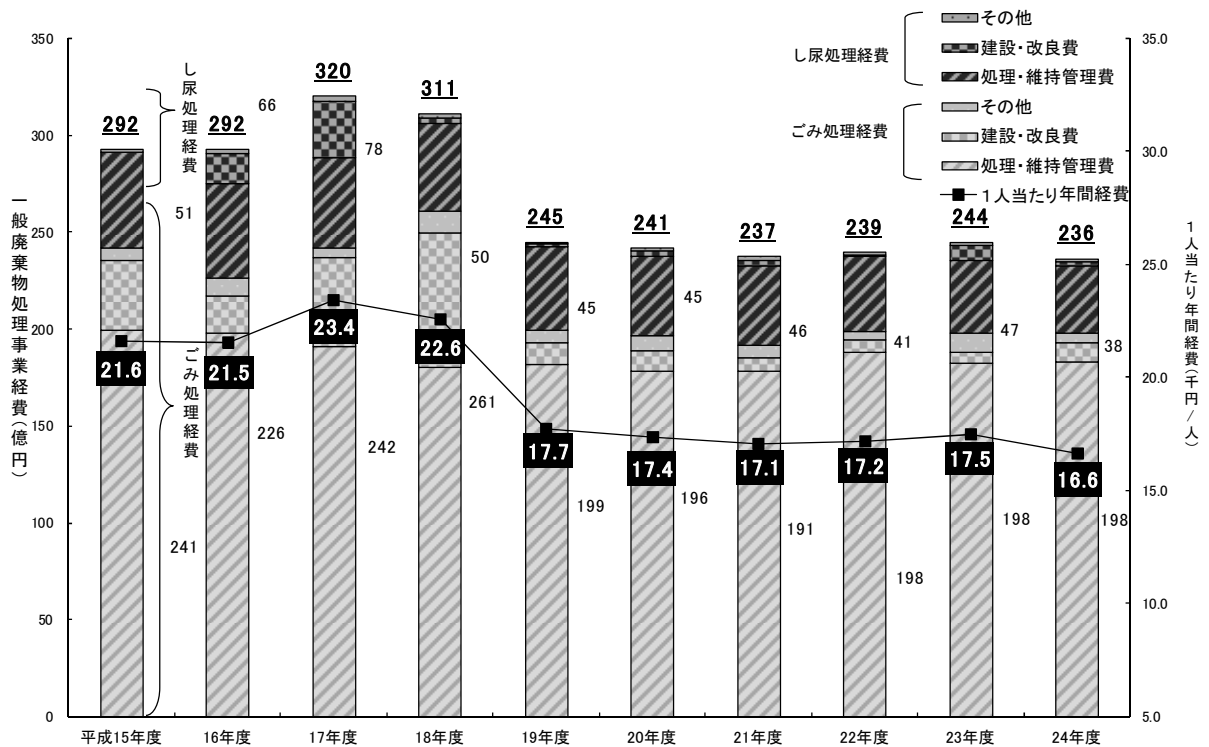
IV 一般廃棄物 処理事業の概要

1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

平成24年度におけるごみ処理経費は198億円、し尿処理経費は38億円で、合計236億円となっています。これを1人当たりの年間経費に換算すると約16,600円となります。

また、ごみ処理の有料化状況では、家庭系可燃ごみ(直接搬入ごみを除く)を有料化しているのは12市町で、無料としている7市町を上回っています。

図-15 一般廃棄物処理事業経費等の推移



(注) 一般廃棄物処理事業経費=ごみ処理経費+し尿処理経費

(注) 一般廃棄物処理事業経費には、処理・維持管理費(人件費、処理費、委託費等)、建設・改良費(工事費、調査費等)、その他(清掃事務所の整備に係る経費等)が含まれる。

(注) 平成24年度は総人口に外国人人口を含めて算出しています。



橋口 亜衣さん(大津市立上田上小学校6年)の作品

表-10 市町別ごみ処理における有料化状況（直接搬入ごみ※1を除く）（平成26年12月末現在）

市町名	家庭系可燃ごみ		家庭系資源ごみ (プラスチック類) ※2			家庭系不燃ごみ		家庭系粗大ごみ		事業系可燃ごみ		
	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
大津市			○			○		○		○		
彦根市			○			○		○		○		
長浜市	○	A				○			○		○	
近江八幡市			○	分別収集なし				○	○ ※4	○ ※4	○	
草津市	○	B		○	B			○		○		
守山市	○	A		○	A		○		○		○	
栗東市	○	A		○	A		○		○		○	
甲賀市	○	A		○	A			○		○		
野洲市	○	A		○	A		○		○		○	
湖南市	○	A		○	A			○		○		
高島市			○			○ ※3		○		○		
東近江市			○	分別収集なし				○		○		
米原市	○	A				○			○		○	
日野町			○	分別収集なし				○	収集なし 直接搬入は有料		○	
竜王町			○	分別収集なし				○		○ ※5	○	
愛荘町	○	A		分別収集なし			○			○ ※5	○	
豊郷町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
甲良町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
多賀町	○	A		分別収集なし			○			○	○	
合計	12		7	6	5	7	12	10	6	19	0	

※1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

※2 ペットボトル、白色トレイは除く

※3 分別収集を行っているのは、旧高島町地域のみ

※4 旧近江八幡市地域のみ申込みによる粗大ごみの収集を実施(有料)。旧安土町地域は拠点を立てて回収を実施(無料)。

収集回数は品目によって異なる。

※5 1年間に2回、拠点を立てて回収を実施(無料)。それ以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)。

《徴収方法》

A：単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定である。
 B：超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。



本郷 達之さん（大津市立瀬田北小学校5年）の作品

2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

平成 26 年 12 月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は 8 団体となっています。

表-11 事務組合一覧(平成 26 年 12 月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
湖北広域行政事務センター	S40. 4. 5	526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ) クリーンプラント 0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市(旧の木之本町、余呉町、西浅井町地域を除く) 米原市	○ごみの収集運搬・中間処理 ・最終処分、業の許可及び施設建設の計画施行、資源化
		526-0251	長浜市大依町1337			
		529-0367	長浜市湖北町海老江1049	第1プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 米原市	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理、業の許可及び施設建設の計画施行
		529-0708	長浜市西浅井町沓掛1313-1	伊香クリーンプラザ 0749-88-0088 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市(旧の木之本町、余呉町、西浅井町地域のみ)	○火葬場 霊柩車
八日市布引ライフ組合	S41. 3. 3	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	東近江市(旧愛東町、湖東町地域を除く) 近江八幡市(旧安土町地域のみ) 日野町 竜王町	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理 ○火葬場
中部清掃組合	S46. 5. 28	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	東近江市(旧愛東町、湖東町地域を除く) 近江八幡市(旧安土町地域のみ) 日野町 竜王町	○ごみの中間処理、最終処分、残渣の処理及び施設建設の計画施行、資源化
甲賀広域行政組合	S48. 4. 1	528-0005	甲賀市水口町水口6218	事務局 0748-62-0056 第1施設 0748-62-0809 第2施設 0748-62-5454	甲賀市 湖南市	○ごみの中間処理、残渣の処理及び施設建設の計画施行 ○し尿の収集運搬・中間処理・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事務 ○市税の滞納整理 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の属する事務のうち、市町が処理することとされた事務
		528-0005	甲賀市水口町水口6458			
		528-0005	甲賀市水口町水口6677			
湖東広域衛生管理組合	S49. 9. 1	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町500	豊楠苑(事務局) 0749-35-4058	東近江市(旧の愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○し尿の収集運搬・中間処理・業の認可、施設建設の計画施行 ○可燃ごみの中間処理並びに廃乾電池の処分及び施設の設置・運営・管理
		527-0102	東近江市平柳町3-1	リバースセンター 0749-45-0366		
愛知郡広域行政組合	S50. 4. 1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡広域行政組合庁舎3階)	0749-45-1416	東近江市(旧愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町	○ごみの最終処分及び施設建設の計画施行 ○上水道事業 ○火葬場
湖南広域行政組合	H10. 4. 1	520-3024	栗東市小柿3-1-1	事務局 077-551-2727 環境衛生センター 077-568-0251	草津市 守山市 栗東市 野洲市	○し尿の収集運搬・中間処理・業の許可・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事業 ○第二次救急医療に関する事務 ○火薬取締法に係る滋賀県知事の属する事務のうち、市町が処理することとされた事務
		525-0015	草津市集町404-1			
彦根愛知犬上広域行政組合	H12. 11. 1	529-1161	犬上郡豊郷町大字四十九院1252	事務局 0749-35-0015 中山投棄場 0749-26-5250	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	○新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務 ○新たに設置する火葬場の設置および管理運営に関する事務 ○火葬場の設置および管理運営に関する事務 ○最終処分場の設置および管理運営に関する事務
		522-0013	彦根市中山町381-1			

3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

(1) 焼却処理施設

表-12 焼却処理施設一覧(平成26年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	余熱利用 状況	発電能力 (kW) 総発電量 (MWh)	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	180	全連続	1988	場内温水 場外温水	-	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
② "	大津市北部クリーンセンター	170	全連続	1989	場内温水 場外温水	-	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ	1977	-	-	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
④ 近江八幡市	近江八幡市立第2クリーンセンター(休止中)	100	准連続	1982	場内温水	-	523-0087	近江八幡市北津田町 159	0748-32-4394
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続	1997	-	-	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
⑥ 守山市	守山市環境センター	90	全連続	1985	-	-	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	場内温水 場内蒸気 その他	-	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	90	全連続	1982	-	-	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
⑨ 高島市	高島市環境センター	75	全連続	2002	場内温水	-	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑩ 湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	場内温水 その他	-	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑪ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ (H25.5月～休止)	28	バッチ	1997	場内温水	-	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	場内発電	2,800 14,071※	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
⑬ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合衛生センター 第2施設	150	准連続	1995	場内温水	-	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454

※ 中部清掃組合の総発電量：平成25年度実績

図-16 焼却処理施設位置図(平成26年12月末現在)

- ① 大津市環境美化センター
- ② 大津市北部クリーンセンター
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市立第2クリーンセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 高島市環境センター
- ⑩ 湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ
- ⑪ 湖北広域行政事務センター
伊香クリーンプラザ
- ⑫ 中部清掃組合 日野清掃センター
- ⑬ 甲賀広域行政組合
衛生センター第2施設



表-13 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧(平成25年度測定結果)

施設名称		排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m ³ N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m ³ N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1号炉	0.33	5	H25. 8
	2号炉	0.33		H25. 11
大津市北部クリーンセンター	1号炉	0.044	5	H25. 10
	2号炉	0.047		H25. 10
大津市大津クリーンセンター		0.15	5	H25. 12
彦根市清掃センター	1号炉	0.00031	5	H25. 10
	2号炉	0.027		H25. 10
	3号炉	0.0086		H25. 10
近江八幡市立 第2クリーンセンター	1号炉	(休止中)	(休止中)	H24. 4休止
	2号炉	(休止中)		H24. 4休止
草津市立クリーンセンター	1号炉	0.017	5	H26. 1
	2号炉	0.020		H25. 5
	3号炉	0.014		H25. 9
守山市環境センター	A 炉	0.012	10	H26. 1
	B 炉	0.0035		H26. 1
栗東市環境センター	1号炉	0.000045	5	H25. 12
	2号炉	0.0039		H25. 12
野洲クリーンセンター	1号炉	0.016	10	H25. 11
	2号炉	0.011		H25. 11
高島市環境センター	1号炉	0.088	5	H25. 8
	2号炉	0.097		H25. 8
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	1号炉	0.006	5	H26. 10
	2号炉	0.0046		H26. 10
湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	1号炉	(休止中)	10 (休止中)	H25. 5休止
	2号炉	(休止中)		H25. 5休止
中部清掃組合 日野清掃センター	1号炉	0.00023	1	H25. 8
	2号炉	0.0012		H25. 9
	3号炉	0.00026		H25. 8
甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設	1号炉	0.15	5	H25. 10
	2号炉	0.20		H25. 10
	3号炉	0.097		H26. 1

●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から完全施行（14年規制）されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次行い、基準適合状況を確認しています。

なお、平成25年度に実施した15施設の排ガス行政検査の結果、排出基準を超過した施設はありませんでした。

廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

区分	平成25年度末現在 許可（届出）施設数
一般廃棄物焼却施設 ※1	11
産業廃棄物焼却施設 ※2	15
その他の産業廃棄物焼却施設 ※3	6

※1 市町等が設置する家庭ごみ等の焼却施設

※2 汚泥、廃油、廃プラスチック類等の処理能力が、一定規模以上の産業廃棄物焼却施設

※3 上記の許可（届出）の対象とならない施設で、産業廃棄物中間処理業者が設置するもの



芝 裕基さん（日野町立日野中学校2年）の作品

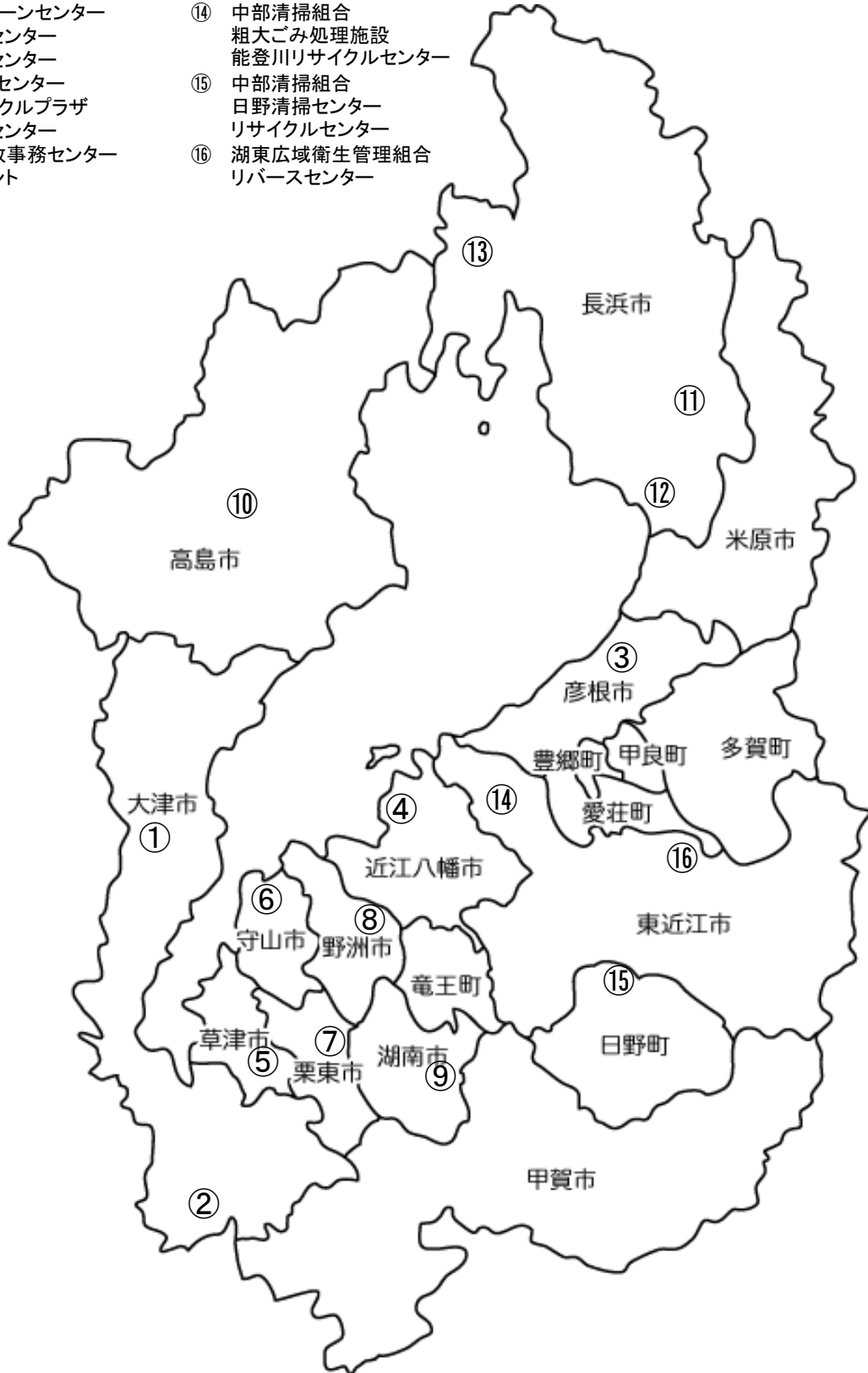
(2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

表-14 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(平成26年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ (缶、ビン、ペットボトル)	選別 破碎・圧縮	45	1991	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
"	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006	"	"	"
"	大津市北部クリーンセンター (北部廃棄物最終処分場)	資源ごみ (ビン)	選別		2014	520-0363	大津市伊香立下龍華町 815-1	077-598-2532
② "	大津市大津クリーンセンター (再資源化施設)	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル	選別 圧縮・梱包	21	1986	520-2263	大津市大石中6-5-1	077-546-3081
"	大津市大津クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ 不燃ごみ	破碎	25	1983	"	"	"
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎・選別	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
"	彦根市清掃センター (びん選別装置)	ガラス類	選別	8	1990	"	"	"
"	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	金属類	選別 その他	4.9	1997	"	"	"
"	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	"	"	"
"	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風溶融圧縮	7.5	1988	522-0056	彦根市開出今町1330	"
④ 近江八幡市	近江八幡市立 第2クリーンセンター (休止中) (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	48	1991	523-0087	近江八幡市北津田町 159	0748-32-4394
"	近江八幡市立 第2クリーンセンター (資源ごみ処理施設)	紙類 金属類 ペットボトル	圧縮・梱包	2	1998	"	"	"
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破碎ごみ処理施設)	粗大ごみ その他	破碎	10	1996	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
"	草津市立クリーンセンター (金属処理施設)	金属類	選別 圧縮	10	"	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包施設)	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.5	2003	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理施設)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	9	2005	"	"	"
⑥ 守山市	守山市環境センター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ その他	破碎・圧縮	30	1986	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
"	守山市環境センター (アルミセパレーター)	金属類	選別	6	1992	"	"	"
"	守山市環境センター (プラスチック類圧縮減容梱包機)	ペットボトル プラスチック	圧縮・梱包	4	2000	"	"	"
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	6	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	"	"	"	"
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎・圧縮	25	1986	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
"	野洲クリーンセンター (資源化施設)	ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	4.8	1998	"	"	"
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩根136	0748-75-3933
"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1.6	"	"	"	"
"	"	金属類	圧縮	6.2	"	"	"	"
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破碎・圧縮	15	2004	520-1644	高島市今津町途中谷 236番地	0740-24-0031
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 その他資源ごみ	選別 圧縮・梱包	10	"	"	"	"
⑪ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
⑫ "	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック製容器包装 資源ごみ 可燃性粗大ごみ	選別 圧縮・梱包	6.8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑬ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	5	1997	529-0708	長浜市西浅井町番掛 1313-1	0749-88-0088
"	"	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル 発泡スチロール	選別 圧縮・梱包	3	"	"	"	"
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
"	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	"	"	"
⑮ "	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.9	2007	529-1663	蒲生郡日野町北脇 1-1	0748-53-0155
⑯ 湖東広域衛生 管理組合	湖東広域衛生管理組合 リパースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-0366

図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(平成26年12月末現在)

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ① 大津市北部クリーンセンター | ⑫ 湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ(リサイクルプラザ) |
| ② 大津市大津クリーンセンター | ⑬ 湖北広域行政事務センター
伊香クリーンプラザ |
| ③ 彦根市清掃センター | ⑭ 中部清掃組合
粗大ごみ処理施設
能登川リサイクルセンター |
| ④ 近江八幡市立第2クリーンセンター | ⑮ 中部清掃組合
日野清掃センター
リサイクルセンター |
| ⑤ 草津市立クリーンセンター | ⑯ 湖東広域衛生管理組合
リバースセンター |
| ⑥ 守山市環境センター | |
| ⑦ 栗東市環境センター | |
| ⑧ 野洲クリーンセンター | |
| ⑨ 湖南市リサイクルプラザ | |
| ⑩ 高島市環境センター | |
| ⑪ 湖北広域行政事務センター
クリーンプラント | |



(3) 埋立処分地

表-15 埋立処分地一覧(平成26年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	平成25年度 埋立実績量 (m ³)	平成25年度未 残余容量 (m ³)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19,200	225,600	3,180	16,362	山間	1994	有	有
〃	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	171,000	6,704	47,323	山間	2001	有	有
〃	大津クリーンセンター廃棄物最終 処分場	49,000	340,300	3,267	0	山間	1994	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	1,007	97,194	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	32,000	8,787	23,213	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	62	1,916	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	553	4,085	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	487	24,275	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7,800	58,000	1,329	10,462	山間	1991	有	有
〃	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	57	1,768	山間	1984	有	有
〃	高島横山不燃物処理場	5,200	19,600	0	0	山間	1984	有	有
〃	新旭不燃物処理場	10,808	160,650	17	216	山間	1968	有	有
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	55	27,219	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	18,700	201,672	1,342	20,209	山間	1990	有	有
〃	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	198	15,698	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	2,232	34,660	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	186	15,728	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上広 域行政組合	中山投棄場	26,000	237,000	9,397	54,049	山間	1998	有	有

●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨などによって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって環境美化活動等を実施するとともに、ポイ捨て防止のための普及啓発や意識高揚を図ってきました。

さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層普及啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、取締り面でも強化を図ってきました。

県内の散在性ごみの現状は、毎年実施される環境美化活動時の回収ごみ量をみると減少傾向にあります。また、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。

このため、引き続き監視・パトロールを実施するとともに、パトロール車による啓発等を実施し、また県民との協働による「淡海エコフオスター制度」により、地域の環境美化活動を支援することで、ごみが捨てられない、ごみが捨てにくい環境づくりに努めています。

なお、平成26年度の「クリーン条例」で定められている「環境美化の日」（5月30日、7月1日、12月1日）を中心とした県民総参加による環境美化活動では、延べ249,478人に御参加いただきました。

●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成26年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

◆地域別

(単位：団体)

管 内	平成25年12月末現在	平成26年12月末現在
県管理地域小計	420	398
県庁直轄	40	35
南部環境事務所	55	50
甲賀環境事務所	37	36
東近江環境事務所	98	95
湖東環境事務所	52	51
湖北環境事務所	107	100
高島環境事務所	31	31
市町管理地域小計	13	13
合 計	433	411

◆団体別

住民団体：15%
企 業：82%
そ の 他：3%

◆活動場所別

道 路：81%
河 川：15%
そ の 他：4%

※ 平成26年12月末現在

(4) し尿処理施設

表-16 し尿処理施設一覧(平成26年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (kl/日)	処理方法	高度処理		使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (窒素分離処 分)				
① 大津市	大津市南部衛生プラント	90	低二段+高度処理	○	○	1985	520-2273	大津市羽栗1-18-1	077(546)1203
② "	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素+ 高度処理	○	○	2006	520-0503	大津市北比良1039-3	077(596)1331
③ 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化+ 活性汚泥+ 高度処理	○	○	1978	522-0056	彦根市開出今町1330	0749(24)2497
④ 近江八幡市	第1クリーンセンター	100	標準脱窒素処理	—	—	1978 (2013施設 変更により 再稼働)	523-0086	近江八幡市津田町18-1	0748(36)5509 ※近江八幡市環境課
⑤ 高島市	高島市衛生センター	70	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	1976	520-1621	高島市今津町今津770	0740(22)2725
⑥ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段+高度処理	○	○	1983	529-0367	長浜市湖北町海老江 1049	0749(79)0181
⑦ 八日市布引ライフ 組合	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	1996	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748(22)0465
⑧ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	メタン発酵+ 標準脱窒素+ 高度処理	○	○	2012	528-0005	甲賀市水口町水口6458	0748(62)0809
⑨ 湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊桶苑	80	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町 500	0749(35)4058
⑩ 湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素+ 高度処理	○	○	2001	525-0015	草津市集町404-1	077(568)0251

図-18 し尿処理施設位置図(平成26年12月末現在)

- ① 大津市南部衛生プラント
- ② 大津市志賀衛生プラント
- ③ 彦根市衛生処理場
- ④ 第1クリーンセンター
- ⑤ 高島市衛生センター
- ⑥ 湖北広域行政事務センター
第1プラント
- ⑦ 八日市布引ライフ組合
衛生センター
- ⑧ 甲賀広域行政組合
衛生センター第1施設
- ⑨ 湖東広域衛生管理組合
豊楠苑
- ⑩ 湖南広域行政組合
環境衛生センター



(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図-19 のとおりで、平成13年度から減少しており、平成25年度末現在38,612基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成12年度から新設はありません。

図-19 浄化槽設置基数の推移

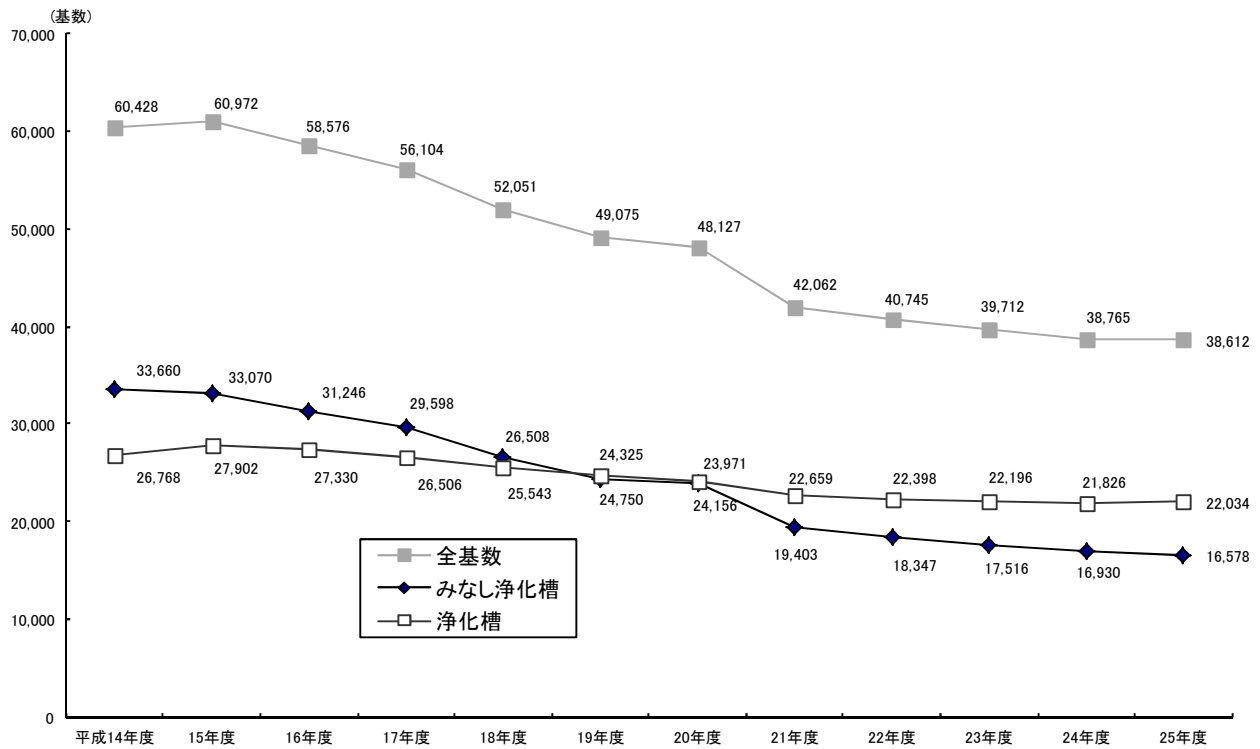


図-20 浄化槽新規設置基数の推移

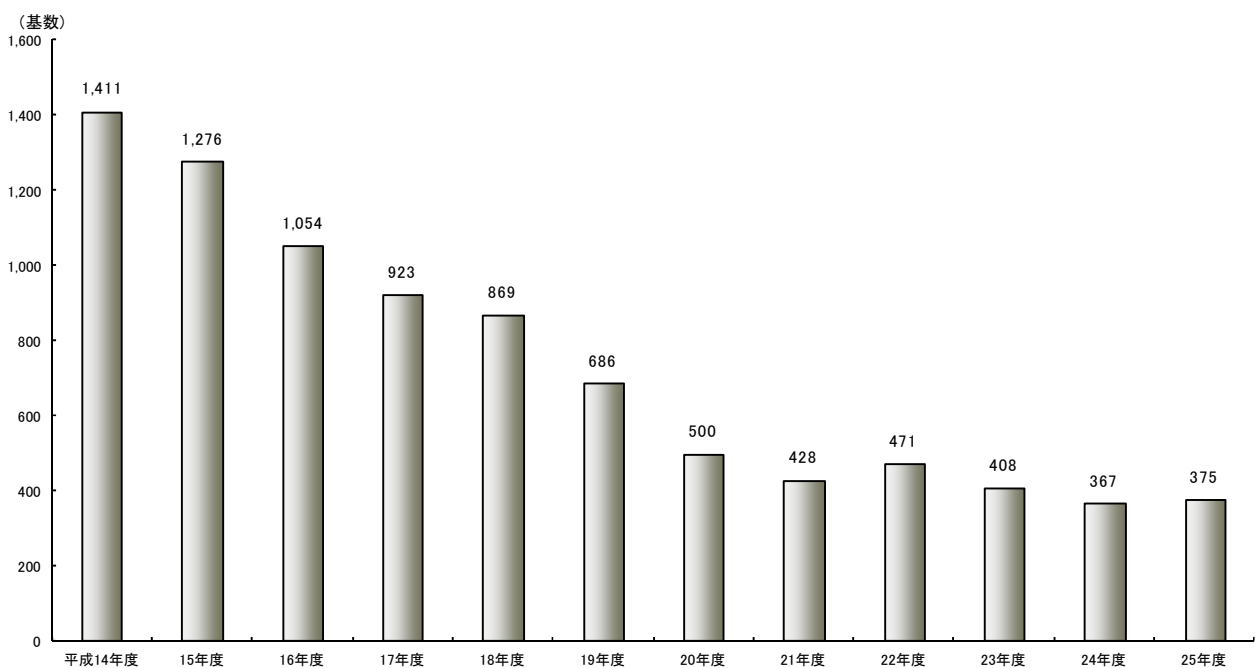


表-17 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大津市	67	68	52	57	49	48	43	29	23	15	14
彦根市	115	91	70	37	33	35	27	37	34	29	30
長浜市	19	7	12	7	6	3	7	4	2	1	4
近江八幡市	103	64	61	34	56	58	79	76	95	81	55
草津市	25	35	27	0	2	1	2	0	1	0	0
守山市	0	0	1	1	2	0	1	2	1	1	0
栗東市	32	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀市	198	102	51	35	18	0	22	32	22	34	31
野洲市	1	4	0	2	1	1	0	0	1	0	14
湖南市	41	36	36	0	0	26	0	0	0	0	0
高島市	101	98	58	34	23	25	24	20	15	10	14
東近江市	47	30	19	24	14	16	9	11	10	10	8
米原市	12	6	4	2	0	1	0	0	0	0	0
日野町	18	27	21	5	12	7	7	2	0	0	1
竜王町	14	10	6	7	5	5	5	6	1	3	0
愛荘町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	5	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0
多賀町	4	10	9	7	3	4	14	13	13	8	3
合計	803	609	445	252	224	231	240	232	218	192	174
県費補助金(千円)	149,360	109,339	77,732	36,242	35,427	31,573	36,810	25,866	30,288	29,885	23,224

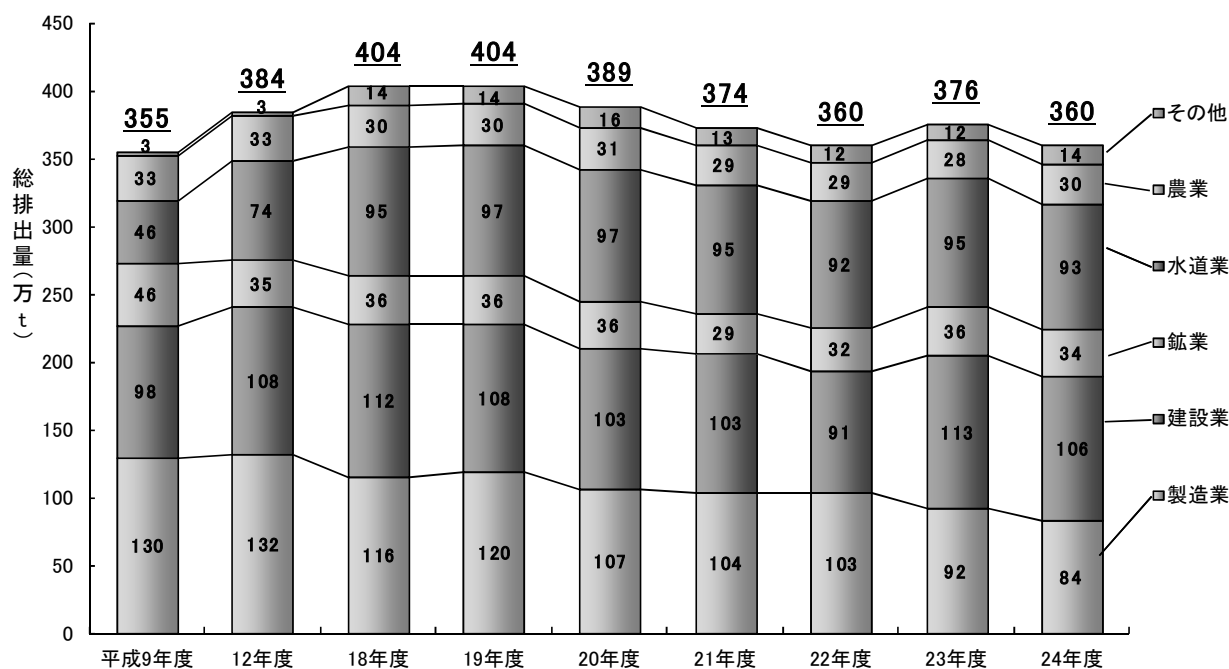
V 産業廃棄物の概要

1 産業廃棄物の排出量

(1) 産業廃棄物の総排出量

平成24年度における産業廃棄物の総排出量は3,602千tとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、建設業が1,064千tで最も多く、次いで水道業（下水道業を含む）が931千t、製造業が835千tとなっています。

図-21 産業廃棄物の総排出量の推移



(2) 産業廃棄物の種類別排出量

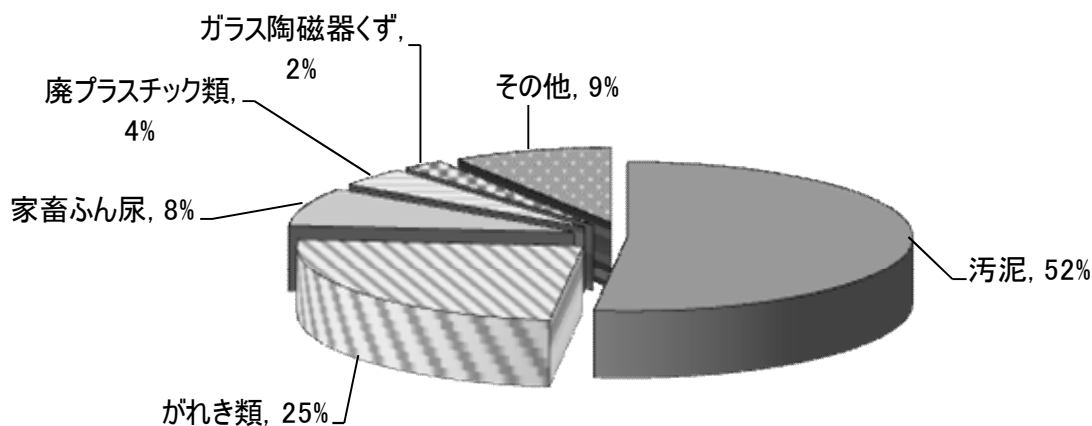
平成 24 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 1,867 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 884 千 t となっています。

表-18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成 24 年度）

	合計		前年度	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
		構成比							
燃え殻	1	0%	3	0	0	0	1	0	0
汚泥	1,867 (258)	52%	2,009 (368)	0	337	25	554	930	20
廃油	49	1%	51	0	0	1	35	0	13
廃酸	26	1%	25	0	0	0	24	0	1
廃アルカリ	63	2%	73	0	0	0	58	0	5
廃プラスチック類	145	4%	147	0	0	29	59	0	57
紙くず	5	0%	5	0	0	5	0	0	0
木くず	79	2%	78	0	0	79	1	0	0
繊維くず	1	0%	3	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	13	0%	12	0	0	0	13	0	0
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	31	1%	29	0	0	8	8	0	16
ガラス陶磁器くず	85	2%	95	0	0	24	49	0	12
鉱さい	34	1%	44	0	4	0	28	0	2
がれき類	884	25%	878	0	0	884	0	0	0
ばいじん	1	0%	2	0	0	0	1	0	0
家畜ふん尿	295	8%	281	295	0	0	0	0	0
家畜の死体	1	0%	0	0	0	0	0	0	1
その他の産業廃棄物	20	1%	27	0	0	7	4	0	8
合計	3,602 (1,993)	100%	3,762 (2,122)	295	341	1,064	835	931	136

()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

図-22 ごみの種類別排出量の内訳（平成 24 年度）



2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,602 千 t のうち、97.1% に当たる 3,499 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,797 千 t (49.9%) が減量化されています。また、総排出量の 47.7% に当たる 1,719 千 t が再生利用され、2.4% に当たる 85 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率はがれき類や家畜ふん尿、金属くず等において高くなっています。

図-23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況 (平成 24 年度)

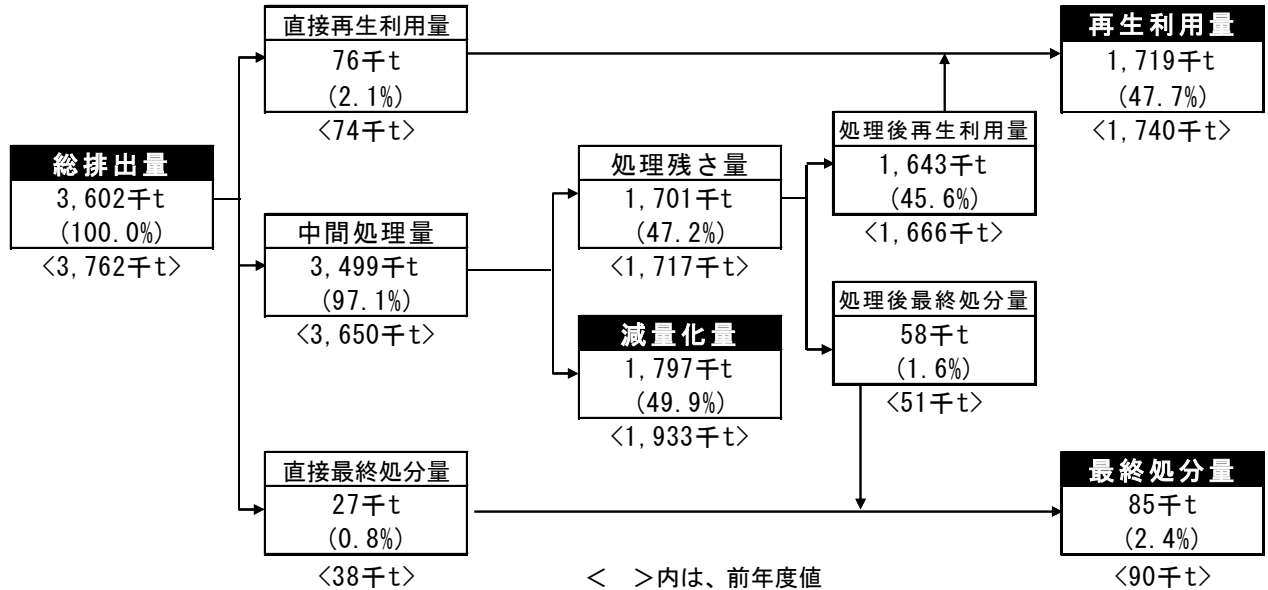
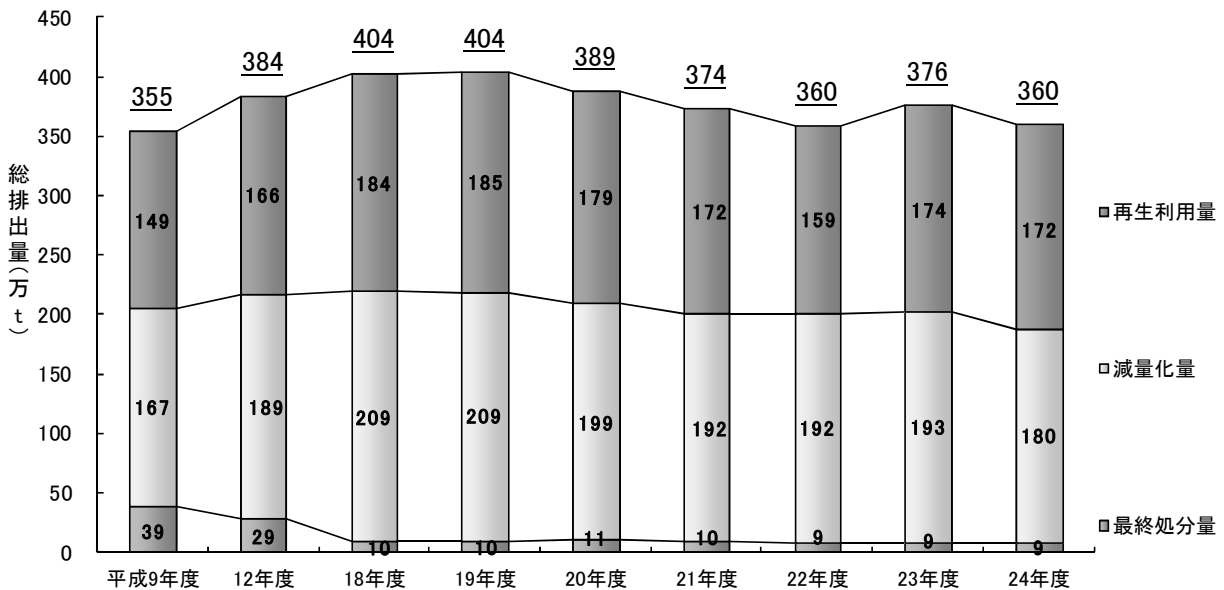
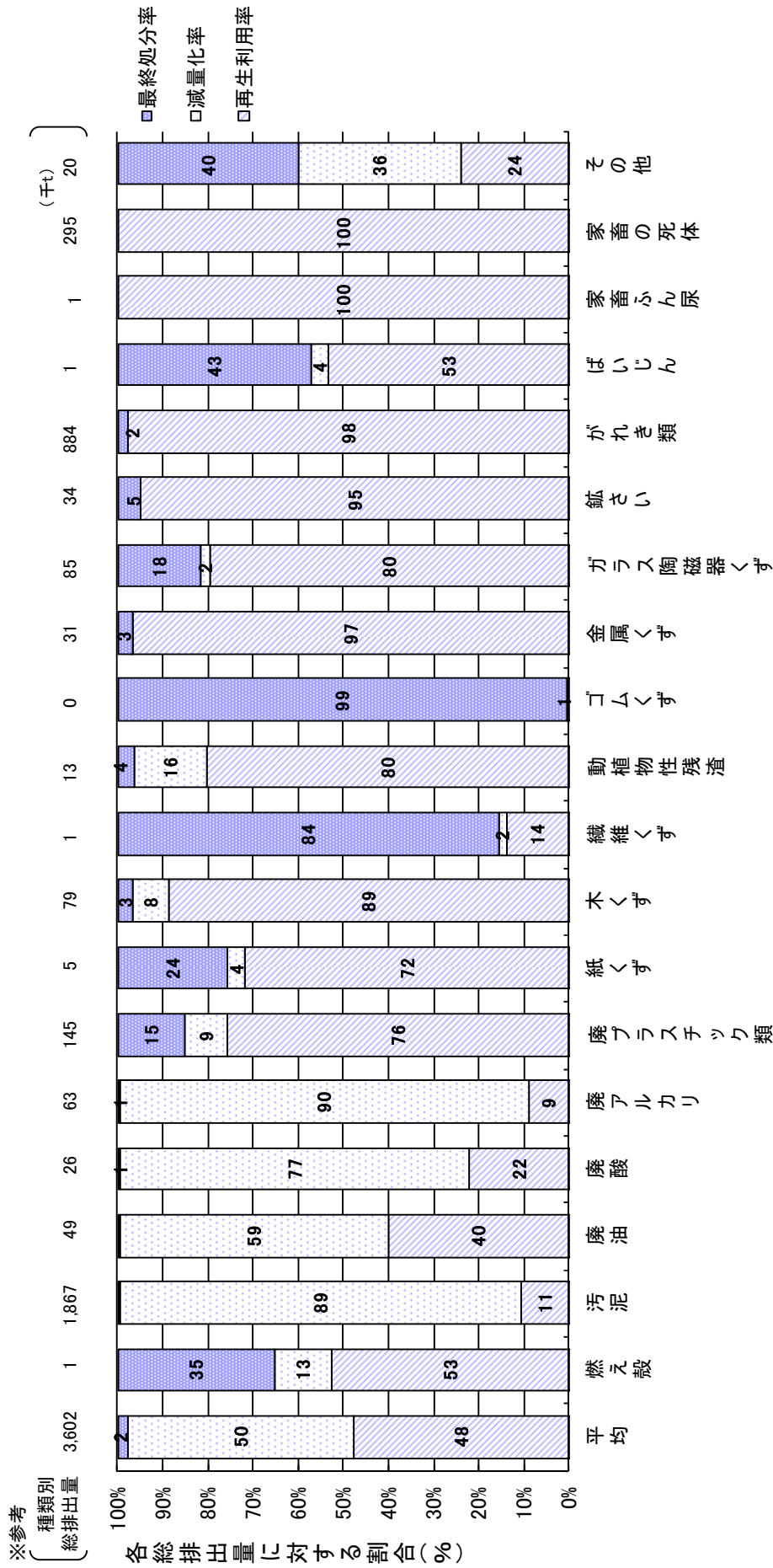


図-24 産業廃棄物処理量の推移



図一25 産業廃棄物の種類別処理率(平成24年度)



●リサイクル製品認定制度

循環型社会づくりを進めるためには、ごみの発生抑制や再使用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成 17 年 3 月に創設しました。平成 26 年 10 月末現在の認定製品は 258 製品となっています。



ピワクルエコ製品

●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を進めていますが、この一環として、平成 16 年 1 月に滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の 4 つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る施設の整備や研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化支援事業」などを本税収を用いて実施しています。

●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという。）を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを「産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）」といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が情報処理センターを介したネットワーク内で情報共有し、事務処理の効率化ができる仕組みが電子マニフェストです。

滋賀県では、この電子マニフェストを推進しており、平成 24 年度における県内の電子マニフェスト利用率は 39.3%となっています。

3 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 24 年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 2,031,905t となりました。なお、県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません。

(2) 中間処理施設での処理状況

平成 24 年度における県内の中間処理施設による処理量は 1,707,805t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,676,189t と 98%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 963,129t、汚泥が 217,201t であり、これらで全体の 69%を占めています。

表-19 中間処理施設での処理量(平成 24 年度)

設置主体 廃棄物名		民間		公共		合計
		排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		119,220	66,365	31,615	0	217,201
	脱水	114,714	0	29,301	0	144,015
	乾燥	4,085	0	2,315	0	6,400
	焼却	268	26,418	0	0	26,686
	その他	153	39,947	0	0	40,100
がれき類		711	962,418	0	0	963,129
廃油		0	87,372	0	0	87,372
	油水分離	0	45,651	0	0	45,651
	焼却	0	28,088	0	0	28,088
	その他	0	13,633	0	0	13,633
廃酸・廃アルカリ		22,777	46,699	0	0	69,476
廃プラスチック類		6,784	88,708	0	0	95,491
	焼却	4,085	4,153	0	0	8,238
	破碎	2,631	73,526	0	0	76,157
	その他	68	11,029	0	0	11,097
木くず		25	119,327	0	0	119,352
紙くず		0	7,851	0	0	7,851
その他の廃棄物		829	147,104	0	0	147,933
合計		150,346	1,525,844	31,615	0	1,707,805

※公共には、公共関与の処理業者分を含む。

(3) 最終処分場での処理状況

平成 24 年度における県内の最終処分場による処理量は 32,518t でした。

表-20 最終処分場での処理量(平成 24 年度)

(t)

設置主体 施設の種類の	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	0	5,047	571		5,618
管理型				26,899	26,899
合計	0	5,047	571	26,899	32,518



佐野 爽帆さん（守山市立守山中学校3年）の作品

(4) 許可登録状況

平成 24 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 2,976 者で、このうち収集運搬のみを行う業者は 2,864 者と、全体の 96%となっています。

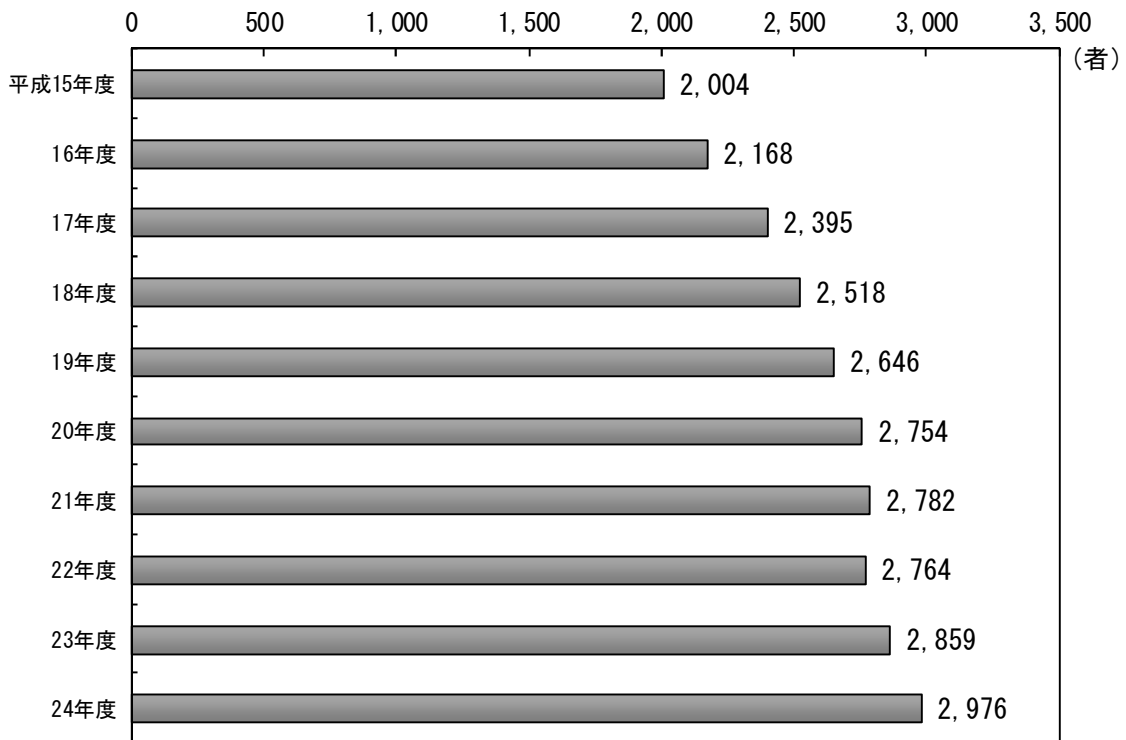
表-21 産業廃棄物処理業 許可業者数 (平成 24 年度末現在)

許可形態	県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体		2,976	948	2,028
収集運搬のみ		2,864	852	2,012
中間処理のみ		12	9	3
最終処分のみ		1	1	0
収集運搬 + 中間処理		94	81	13
収集運搬 + 最終処分		1	1	0
中間処理 + 最終処分		0	0	0
収集運搬 + 中間処理 + 最終処分		4	4	0

表-22 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数 (平成 24 年度)

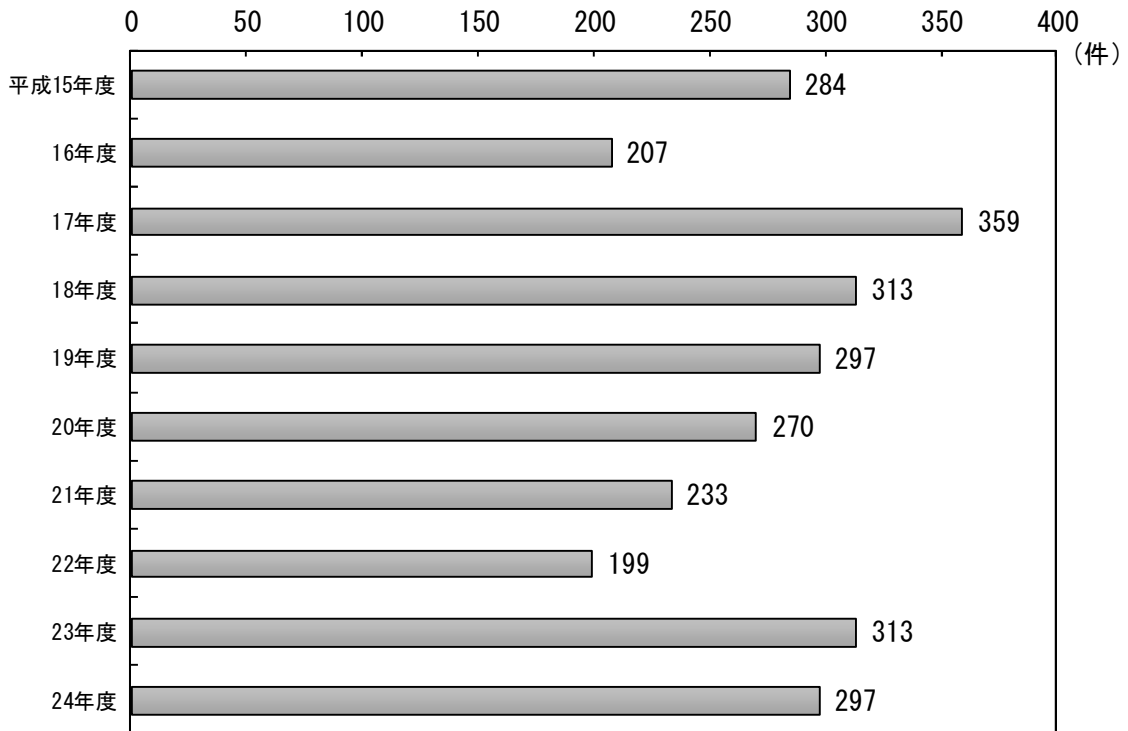
許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	292	5	0	0
更新許可	382	17	0	0
業廃止等	34	1	0	0

図-26 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）の数は含んでいません。

図-27 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



※平成21年度からは大津市（中核市での許可）の数は含んでいません。

4 産業廃棄物処理施設の状況

平成 24 年度末における産業廃棄物処理施設は 173 施設で、このうち中間処理施設が 160 施設、最終処分場が 13 施設となっています。

表-23 焼却処理施設の設置状況(平成 24 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	5	82.9 (m ³ /日)
廃油の焼却施設	4	137.0 (m ³ /日)
廃プラスチック類の焼却施設	9	90.3 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	12	219.6 (t/日)
計	30	-

表-24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(平成 24 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	30	1,472.6 (m ³ /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	2	79 (m ³ /日)
廃油の油水分離施設	4	678 (m ³ /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168 (m ³ /日)
廃プラスチック類の破碎施設	26	2,318 (t/日)
木くず又はがれき類の破碎施設	66	29,668.2 (t/日)
計	130	-

表-25 最終処分場の設置状況(平成24年度末現在)

設置主体		施設の種類				
		安定型	管理型	遮断型	計	
排出事業者 (民間)	施設数	4	0	0	4	
	面積(m ²)	60,307	0	0	60,307	
	容積(m ³)	148,347	0	0	148,347	
	残容積(m ³)	0	0	0	0	
処理業者 (民間)	施設数	7	0	0	7	
	面積(m ²)	36,411	0	0	36,411	
	容積(m ³)	230,914	0	0	230,914	
	残容積(m ³)	54,586	0	0	54,586	
公 共	排出事業者	施設数	1	0	0	1
		面積(m ²)	21,700	0	0	21,700
		容積(m ³)	52,000	0	0	52,000
		残容積(m ³)	20,117	0	0	20,117
	処理業者	施設数	0	1	0	1
		面積(m ²)	0	98,000	0	98,000
		容積(m ³)	0	1,300,000	0	1,300,000
		残容積(m ³)	0	1,097,612	0	1,097,612
公 共 計	施設数	1	1	0	2	
	面積(m ²)	21,700	98,000	0	119,700	
	容積(m ³)	52,000	1,300,000	0	1,352,000	
	残容積(m ³)	20,117	1,097,612	0	1,117,729	
計	施設数	12	1	0	13	
	面積(m ²)	118,418	98,000	0	216,418	
	容積(m ³)	431,261	1,300,000	0	1,731,261	
	残容積(m ³)	74,703	1,097,612	0	1,172,315	

表-26 処理施設の新規設置許可件数(平成24年度)

	新規設置許可件数
中間処理施設	1件 (内訳) 木くず又はがれき類の破碎施設 1施設
最終処分場	0件

5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体としては、平成 23 年 11 月に(財)大津市産業廃棄物処理公社が解散したため、現在は(公財)滋賀県環境事業公社のみとなっています。

(公財)滋賀県環境事業公社は、国の「廃棄物処理センター」の指定を受け、産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備を実施し、平成 20 年 10 月 30 日から供用しています。

表-27 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要 (平成 26 年 3 月末現在)

事業主体の名称	公益財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神 645 番地 Tel0748-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神 645 番地
出資団体および出資金額の内訳	事業者 27,700 千円 基本財産 55,700 千円 県 18,000 千円 市町 10,000 千円
設立年月日	昭和 57 年 12 月 16 日
事業開始	平成 20 年 10 月 30 日
事業内容	埋立処分(管理型) 埋立面積: 98,000m ² 全体埋立容量: 1,300,000m ³
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物

6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等を保管する事業者については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）第3条の規定により、自らの責任において確実に適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

平成21年から平成24年の年度末におけるPCB廃棄物の保管等の状況について、事業者から本県に対し届け出られたものは表-28、29のとおりです。

なお、大津市が平成21年度に中核市となったことから、同市管内の事業者からの平成21年度（平成20年度末実績）以降の保管状況等の届け出は、同市になされることとなりました。

これらPCB廃棄物については、関係法令に基づき、平成38年度までにその全量の適正処理を行います。

表-28 PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	72	333	91	453	102	394	90	385
高圧コンデンサ	531	2,718	462	2,363	393	1,907	341	1,573
低圧トランス	10	25	14	30	12	22	12	21
低圧コンデンサ	74	10,660	73	9,908	74	10,929	69	11,081
柱上トランス	0	0	0	0	0	0	0	0
安定器	128	56,499	130	56,905	136	59,622	136	57,669

※ 大津市を含んでいません。

表-29 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

廃棄物の種類	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	20	48	28	71	39	87	33	86
高圧コンデンサ	51	151	48	142	41	127	33	113
低圧トランス	2	2	2	2	2	2	2	2
低圧コンデンサ	2	17	1	1	1	1	1	1
柱上トランス	0	0	0	0	0	0	0	0
安定器	8	553	10	571	9	685	5	133

※ 大津市を含んでいません。

7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）に基づき平成 25 年度に行った事業所等に対する立入調査は 544 件、法に基づく行政処分は 10 件でした。

また、平成 25 年における廃棄物処理法違反による検挙件数は 76 件、検挙者数は 83 人でした。

表-30 立入検査の件数

	平成24年度	平成25年度
立入対象施設数	391	398
立入施設数	391	398
立入施設延べ数	499	544

表-31 行政処分等の件数(平成 25 年度)

行政処分等	件数
改善命令	0
措置命令	0
処理施設使用停止命令	1
処理業許可停止命令	1
処理業許可取消	7
処理業不許可	1
処理施設設置許可取消	0
指導票交付	69

表-32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
検挙件数(件)	87	90	88	81	83	82	105	84	86	72	76
検挙者数(人)	63	89	104	106	104	102	127	97	106	87	83

検挙件数は、年単位での集計になっています。



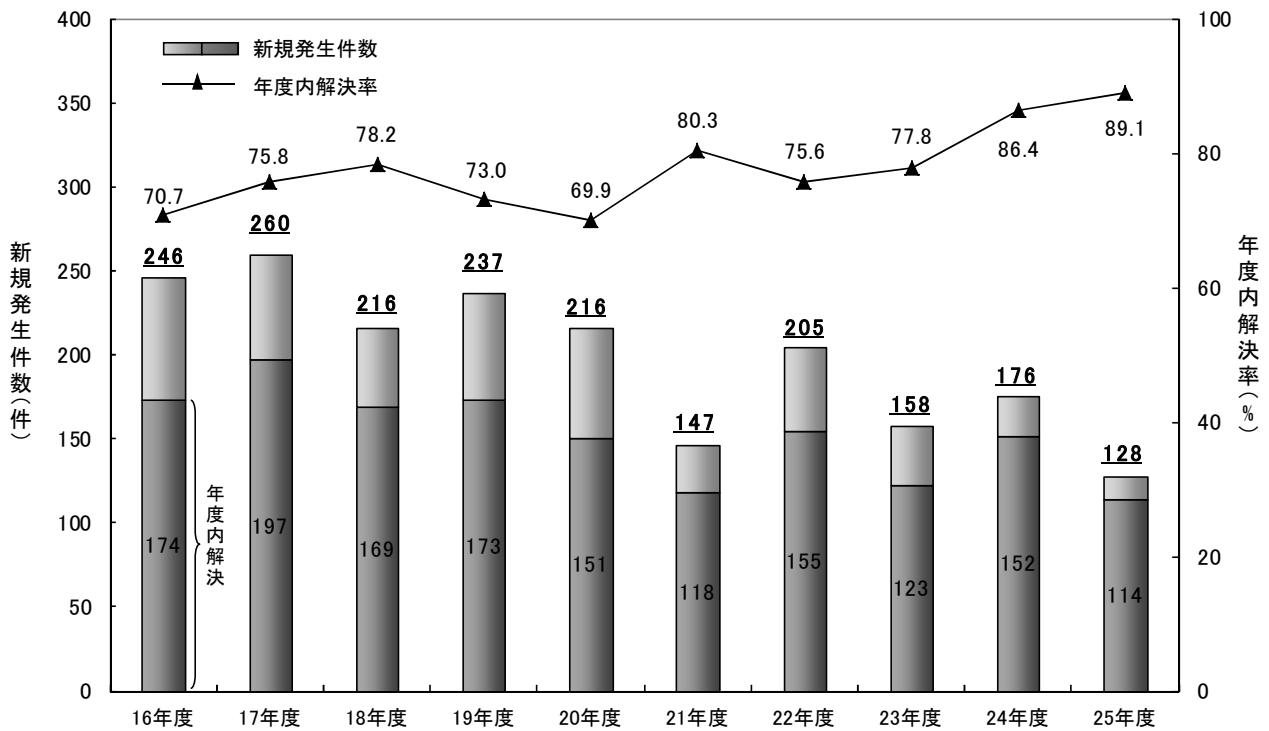
林田 唯加さん（守山市立守山中学校3年）の作品

8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物の不法投棄事案の特徴としては、大規模な事案は少なくなっているものの、比較的小規模で人目につかないところに不法投棄する事案が増えるなど、悪質・巧妙化しています。

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は図-28のとおりで概ね減少傾向を示しており、平成25年度では128件となっています。

図-28 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



(注) 平成21年度に中核市になった大津市の件数を含む

9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると、地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れると、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに、早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールや休日パトロール、早朝・夜間に対応するための民間警備会社への委託パトロール、監視カメラの活用やヘリコプターによるスカイパトロール、警察と連携した監視取締、近隣府県との共同による路上取締などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民の方々による監視パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を進めています。

(1) 地域ごみ対策会議の開催

産業廃棄物等の不法投棄事案に迅速・的確かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置しています。

当会議では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるための取り組みを積極的に推進しています。

(2) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から10月を「不法投棄防止強調月間」と定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局・機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取組を行っています。

●啓発活動

- ・ 広報車による啓発
- ・ パンフレットによる啓発
- ・ のぼり旗による啓発

●監視指導活動

- ・ 地域ごみ対策会議構成員合同でのパトロール
- ・ 産業廃棄物許可施設への立入検査
- ・ 産業廃棄物運搬車両の路上検査
- ・ 工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(3) 地域協働原状回復事業

地域住民のパトロール隊等により発見された行為者不明等により放置されている産業廃棄物について、地域住民と市町・県が協働して撤去、原状回復を図ります。

(4) その他の事業

- ・ 監視パトロール（平日・休日）
- ・ 不法投棄、不適正保管、野外焼却の指導・取締り
- ・ 民間警備会社への監視パトロール委託（休日を含む早朝・夜間）
- ・ スカイパトロール（ヘリコプターによる上空からの監視）
- ・ 郵便局、森林組合等の協力による不法投棄監視

滋賀県の廃棄物

平成 27 年 3 月発行

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL (077) 528-3472

FAX (077) 528-4845



この印刷物は古紙パルプを使用しています